



蔵王町



第6期障害者計画

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画



令和6年3月
蔵王町

はじめに

近年、障がい福祉を取り巻く環境は大きく変化しており、障がいのある方と支援者の高齢化、親亡き後の問題及び医療的ケア児を含めた障がいのある子どもへの支援等、より一層の対応が求められています。

こうした情勢を踏まえ、本町では、令和3年度から令和5年度を計画期間とした「第5期障害者計画・第6期障害者福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障がい者及び障がい児施策の推進と障がい福祉サービスの充実に努めてまいりました。



この度、当計画の期間満了に伴う次期計画の策定にあたり、第五次蔵王町長期総合計画の「健やかなまちづくり」を基本方針とし、障害者基本法に基づく障害者計画の見直しを行うとともに、障害者総合支援法に基づく障害福祉計画及び児童福祉法に基づく障害児福祉計画を一体的に評価検証し、新たに「第6期障害者計画・第7期障害者福祉計画・第3期障害児福祉計画」を策定いたしました。

今回の計画は「障がいのある人が 自分らしく生活できる蔵王町」を基本理念として、これまでの取組を引き継ぐとともに、障がいの有無、支え手と受け手という関係性を超えて、誰もが生きがいをもって、安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

本計画を実現していくためには、町民、事業者、関係機関、行政が一丸となって連携・協働し、各施策を推進していくことが重要であると考えておりますので、地域の皆様からのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、多大なるご尽力を賜りました蔵王町障害者計画等策定委員の皆様には深く感謝の意を表しますとともに、多くのご意見やご提言をお寄せくださいました町民、事業者、関係者の皆様には心よりお礼申し上げます。

令和6年3月

蔵王町長 村上 英人

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の趣旨	3
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	5
5. 国の基本指針の見直しのポイント	6
第2章 蔵王町の概況について	11
1. 人口の推移と将来推計	13
2. 障がい者の状況	14
3. 障がい児の状況	19
4. 前計画の振り返り	22
5. 福祉に関するアンケート調査結果の抜粋	38
6. 目標の達成状況	45
第3章 計画の基本的な考え方	49
1. 基本理念	51
2. 基本的視点	52
3. 施策体系	53
第4章 障害者計画	55
1. 地域生活を支える体制づくり(保健・医療、生活支援)	57
2. 生きがいもてる地域社会づくり(雇用・就労、社会参加)	60
3. 共に生きる地域社会づくり(交流、差別の解消、権利擁護の推進)	62
4. 安心・安全な環境づくり	65
第5章 障害福祉計画	67
1. 令和8年度末における成果目標	69
2. 障害福祉サービスの充実	74
3. 地域生活支援事業の充実	83
第6章 障害児福祉計画	89
1. 令和8年度末における成果目標	91
2. 障がい児の保健・相談の充実	93
3. 障がい児保育・教育の充実	95

第7章 計画の推進体制	99
1. 計画の推進体制	101
2. 計画の進捗管理	102
資料編	103
1. 蔵王町障害者計画等策定委員会設置要綱	105
2. 蔵王町障害者計画等策定委員会委員名簿	107
3. 策定の経過	108

※「障がい」の「がい」は基本的にひらがなで表記していますが、「障害福祉サービス」等の単語や団体名等の固有名詞については、元の表記を使用しています。

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の趣旨

本町では、障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援を提供するため、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」を一体的に策定しており、「障がいのある人が自分らしく生活できる蔵王町」を基本理念として、「社会の一員として生きることができるように」、「住み慣れた地域で自立して生きることができるように」、「誇りをもって生きることができるように」という3つの視点により、障がい者関連施策を総合的に推進しています。

今回、「蔵王町第5期障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」（以下、「前計画」という。）の計画期間が令和5年度で終了することから、令和6年度を初年度とする「蔵王町第6期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定することとなりました。

本計画は、前計画と同様に国の法律や計画策定に係る基本指針等に基づいた計画であり、すべての国民が、障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がい者等の自立と社会参加を基本とする「障害者基本法」の理念を踏まえ、これまでの取組を継続しつつ、誰もが住み慣れた地域で自分らしい生活を送ることができるよう策定するものです。

2. 計画の位置付け

2-1. 法令等の根拠

本計画は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第11条の3の規定に基づく「市町村障害者計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)(平成十七年法律第百二十三号)第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第33条の20の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

■ 障害者基本法 第11条の3

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

■ 障害者総合支援法 第88条

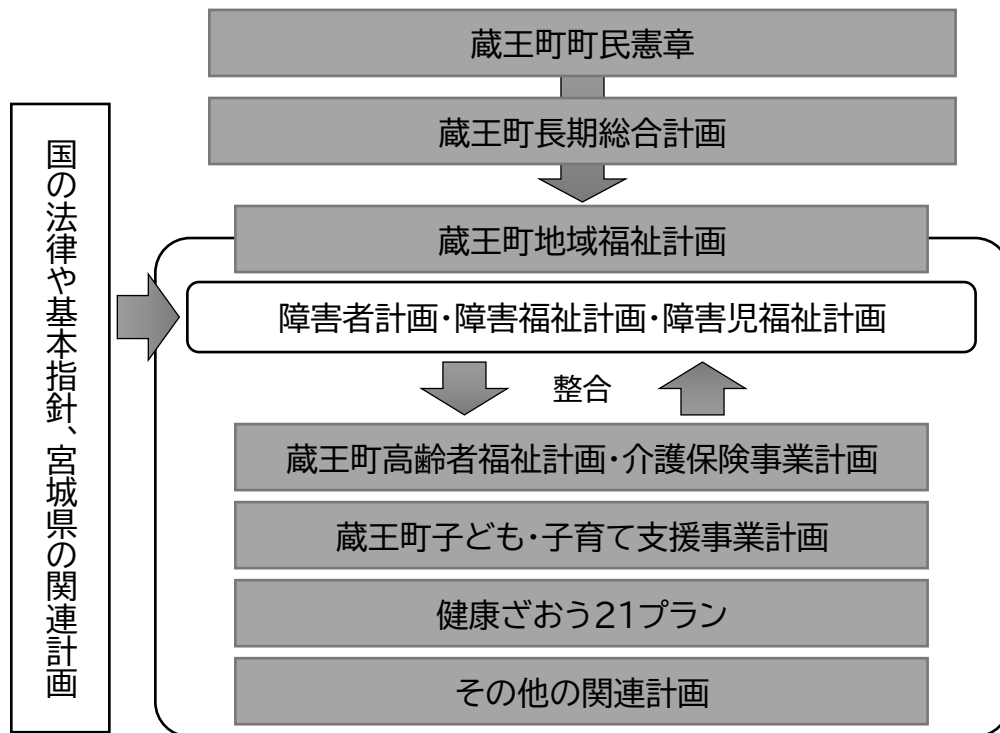
市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

■児童福祉法 第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

2-2. 関連計画等との位置付け

本計画は、蔵王町町民憲章を基本として、「蔵王町長期総合計画」と「蔵王町地域福祉計画」を上位計画とし、国の法律や基本指針、宮城県の「みやぎ障害者プラン」等の関連計画及び本町の関連計画との整合性を保つようにして策定するものです。



3. 計画の期間

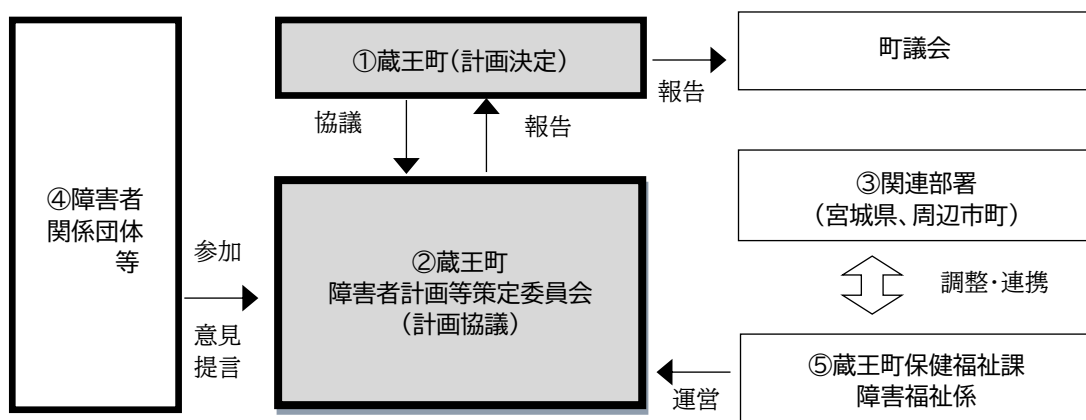
本計画は令和6年度から令和8年度までの3年間で1期とする計画です。ただし、社会状況等の変化があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
蔵王町障害者計画・障害福祉計画 ・障害児福祉計画	前計画			本計画		次期計画			
蔵王町長期総合計画	現行計画								
蔵王町地域福祉計画	現行計画								
蔵王町高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画	第8期計画			第9期計画					
蔵王町子ども・子育て支援事業計画	第2期計画				次期計画				
健康ざおう21プラン	現行計画								

4. 計画の策定体制

本計画では、町民の意見を反映するために学識経験者や福祉関係団体の代表者、福祉行政関係者等で構成する「蔵王町障害者計画等策定委員会」において、計画について審議及び意見交換を行いました。

また、障害者手帳所持者等を対象に福祉についての意識調査を実施するとともに、計画素案に対するパブリックコメントを実施し、宮城県とも調整を図りながら策定しました。



5. 国の基本指針の見直しのポイント

本計画は、国の示す基本指針に基づいて策定しました。基本指針の主な見直し内容等は以下の通りとなっています。(以下、基本指針から抜粋)

5-1. 国の基本指針の主な見直し内容

(1) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- 重度障害者等への支援等、地域のニーズへの対応
- 強度行動障害^{*}を有する障害者等への支援体制の充実
- 地域生活支援拠点等の整備の努力義務化
- 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進
- グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実

※強度行動障害とは、自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動等、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者等の相談支援業務に関して市町村における実施体制を整える重要性及び当該業務を通じた日頃からの都道府県と市町村の連携の必要性
- 都道府県は、医療計画との整合性に留意した計画の策定

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定
- 就労選択支援の創設への対応について成果目標に設定
- 一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時的な利用に係る法改正への対応
- 地域における障害者の就労支援に関する状況の把握や、関係機関との共有及び連携した取組

(4) 障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- 市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- 地域におけるインクルージョンの推進
- 都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保等について成果目標に設定
- 都道府県における医療的ケア児支援センターの設置について成果目標に設定
- 地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築について成果目標に設定

- 障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進について成果目標に設定

(5)発達障害者等支援の一層の充実

- 市町村におけるペアレントトレーニング等、家族に対する支援体制の充実
- 市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施者養成の推進
- 強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

(6)地域における相談支援体制の充実・強化

- 基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- 地域づくりに向けた協議会の活性化

(7)障害者等に対する虐待の防止

- 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、担当者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

(8)地域共生社会の実現に向けた取組

- 社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携並びに市町村による包括的な支援体制の構築の推進

(9)障害福祉サービスの質の確保

- 障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- 都道府県による相談支援専門員等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

(10)障害福祉人材の確保・定着

- ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

(11)よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- 障害福祉DBの活用等による計画策定の推進
- 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

(12)障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

(13)障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

(14)その他:地方分権提案に対する対応

- 計画期間の柔軟化
- サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

5-2. 国の基本指針で示された成果目標(令和8年度末の目標)

(1)施設入所者の地域生活への移行

- 地域移行者数:令和4年度末施設入所者数の6%以上
- 施設入所者数:令和4年度末の5%以上削減

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数:325.3 日以上
- 精神病床における1年以上入院患者数
- 精神病床における早期退院率:3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上

(3)地域生活支援の充実

- 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- 強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】

(4)福祉施設から一般就労への移行等

- 一般就労への移行者数:令和3年度実績の1.28倍以上
- 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所:就労移行支援事業所の5割以上【新規】
- 各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】
- 就労定着支援事業の利用者数:令和3年度末実績の1.41倍以上

- 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合:2割5分以上

(5)障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置:各市町村又は各圏域に1か所以上
- 全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の(インクルージョン)推進体制の構築
- 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等:各市町村又は圏域に1か所以上
- 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】
- 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】

(6)相談支援体制の充実・強化等

- 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

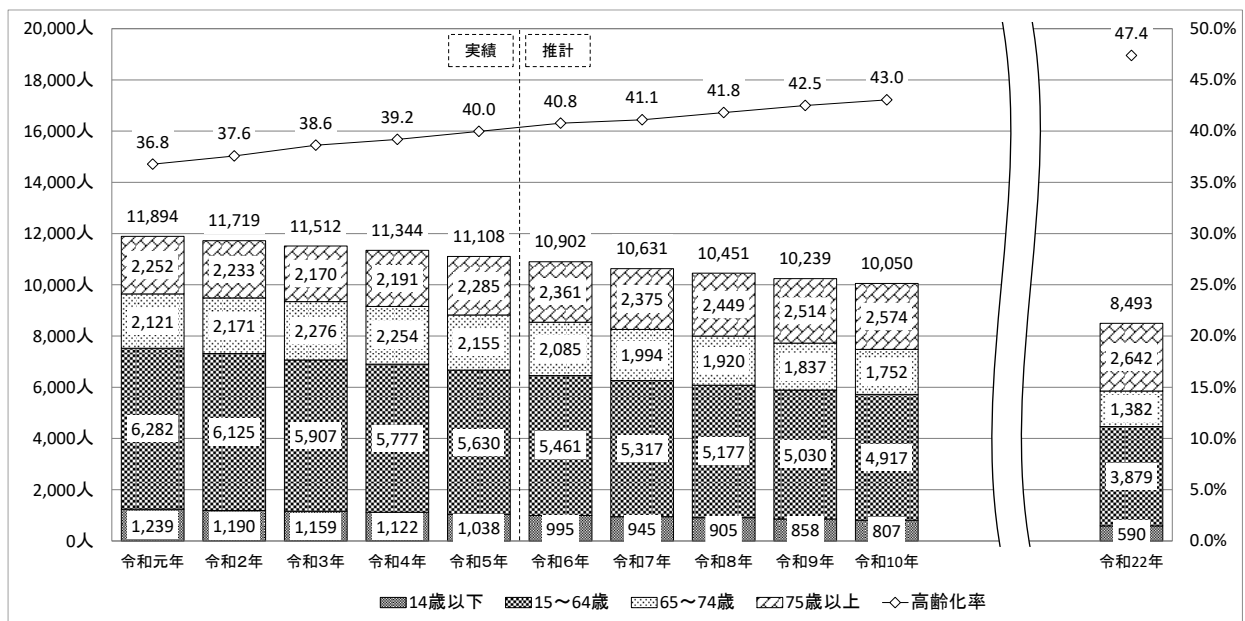
第2章 蔵王町の概況について

1. 人口の推移と将来推計

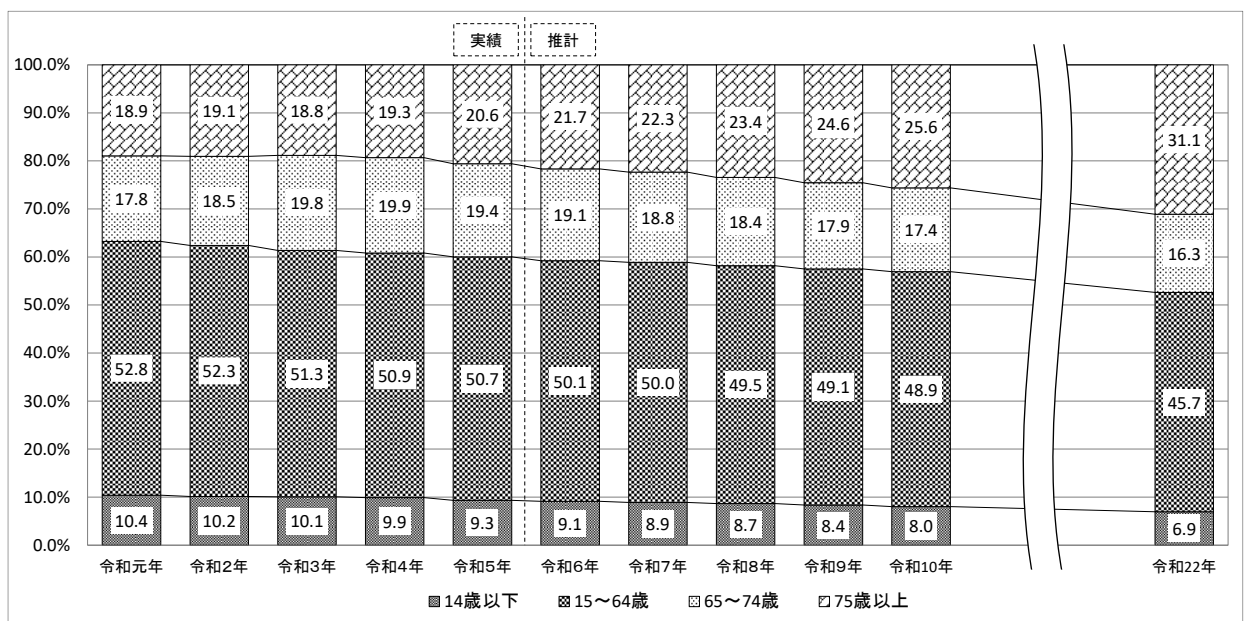
本町の総人口の推移をみると、減少傾向で推移しており、「14歳以下」と「15～64歳」は減少傾向、「65～74歳」は令和3年以降に減少へ転じています。一方、「75歳以上」は令和3年以降は増加傾向となっており、令和5年の総人口は11,108人、高齢化率は40.0%となっています。

また、将来推計をみると、今後も総人口は減少傾向で推移すると見込まれていますが、「75歳以上」は増加し続けると見込まれます。令和22年には総人口が8,493人、高齢化率は47.4%になると予想されています。

■ 年齢4区分別の総人口の推移



■ 年齢4区分別の人口構成割合の推移

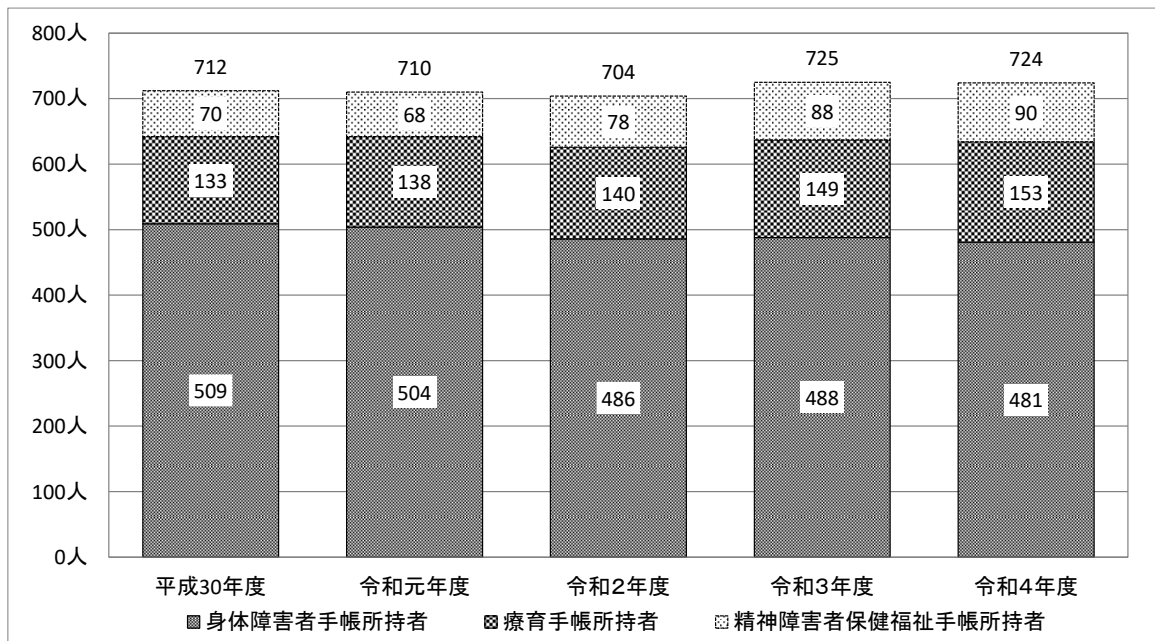


※上記2つのグラフは、令和元～5年までは住民基本台帳より。令和6～10年まではコーホート変化率法による推計(各年9月末日時点)。令和22年は国立社会保障・人口問題研究所による「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」を補正したもの

2. 障がい者の状況

2-1. 障害者手帳所持者の推移

障害者手帳所持者の推移をみると、総数は令和2年度にかけて減少傾向で推移していましたが、令和3年度にかけてやや増加しており、令和4年度は724人となっています。また、「身体障害者手帳所持者」は減少傾向となっているのに対して、「療育手帳所持者」と「精神障害者保健福祉手帳所持者」は増加傾向となっています。

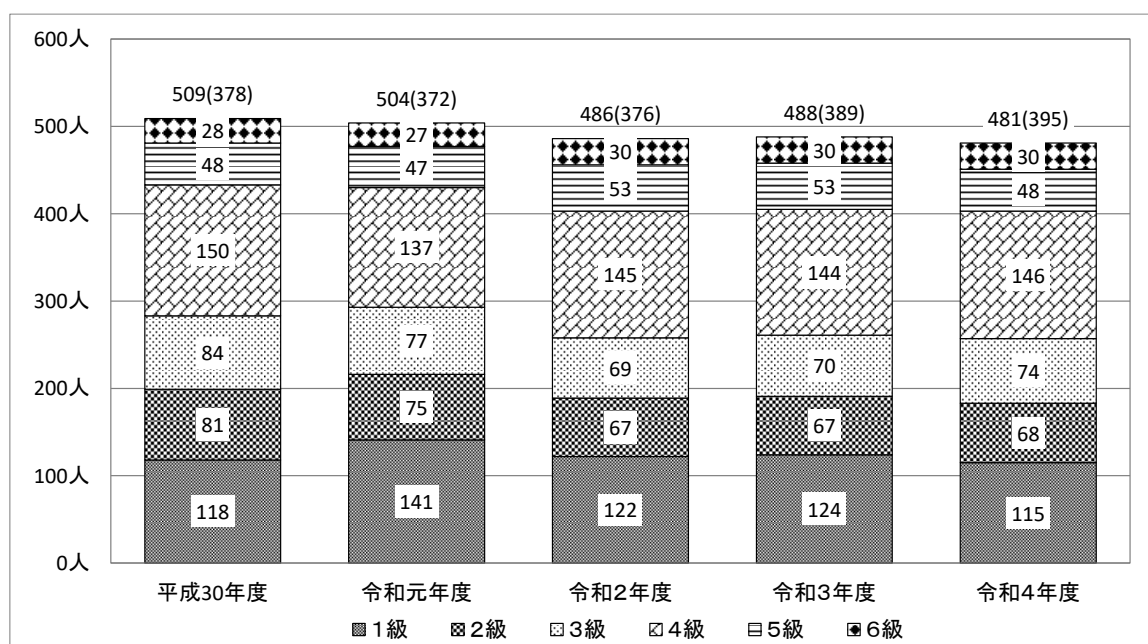


※各年度末時点(保健福祉課資料より)

2-2. 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者の推移をみると、「1級」は令和元年度に大きく増加していますが、令和2年度以降は以前の水準に戻りほぼ横ばいで推移しています。また、「2級」はやや減少傾向で推移しており、「3級」は令和2年度にかけて減少していましたが、令和3年度から増加に転じています。「4級」以上はほぼ横ばいでの推移となっています。

身体障害者手帳所持者のうち高齢者の人数は、平成30年度は509人中378人(74.3%)でしたが、総数が減少する中でも高齢者数は年々増加しており、令和4年度は481人中395人(82.1%)となっています。

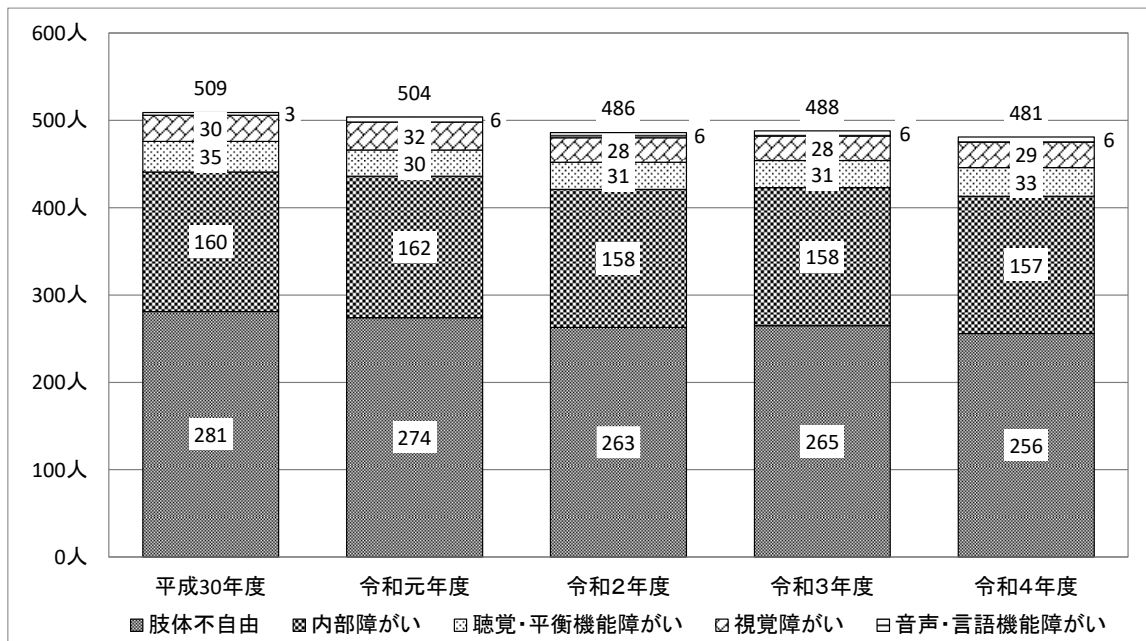


※各年度末時点(保健福祉課資料より)

※総数に併記されている括弧内の数値は身体障害者手帳所持者のうち65歳以上高齢者の人数

2-3. 身体障害者手帳所持者の障がい種別推移

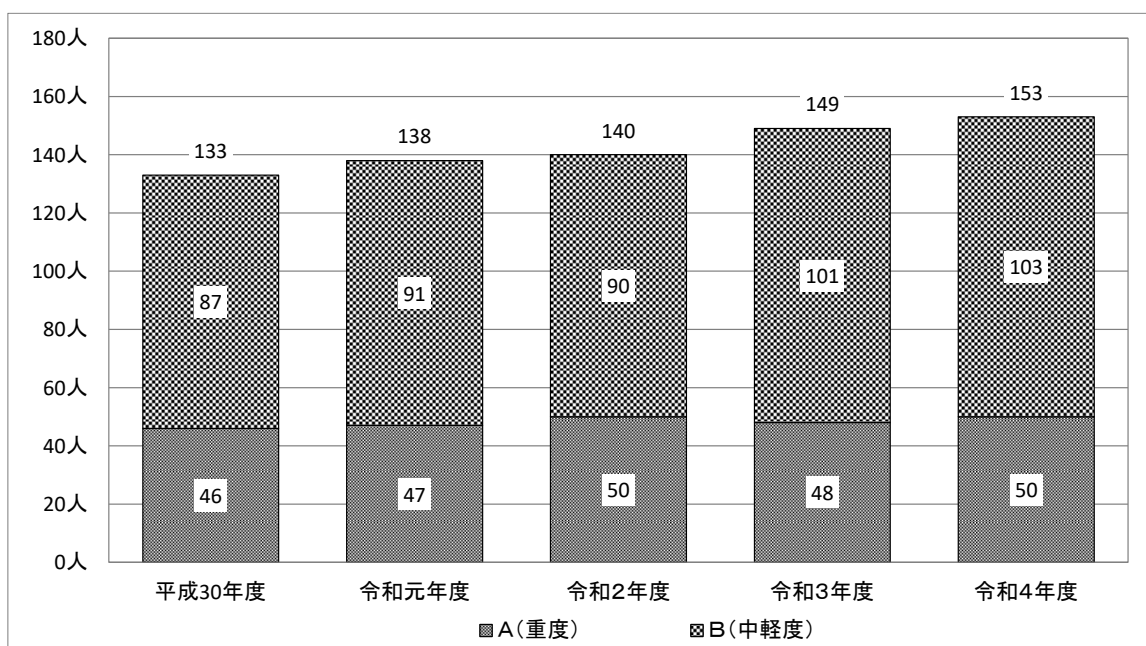
身体障害者手帳所持者の障がい種別推移をみると、「肢体不自由」は減少傾向で推移していますが、それ以外の種別はおおむね横ばいでの推移となっています。



※各年度末時点(保健福祉課資料より)

2-4. 療育手帳所持者数の推移

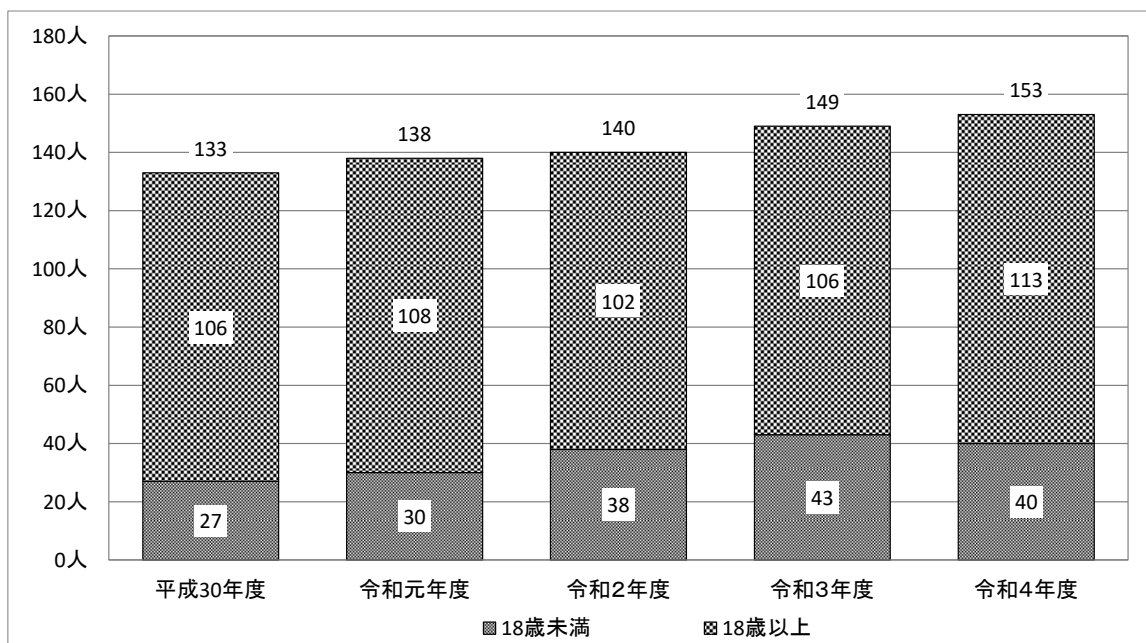
療育手帳所持者数の推移をみると、「A(重度)」はわずかに増加しており、「B(中軽度)」も増加しています。そのため、総数も増加傾向で推移しています。



※各年度末時点(保健福祉課資料より)

2-5. 療育手帳所持者の年齢別推移

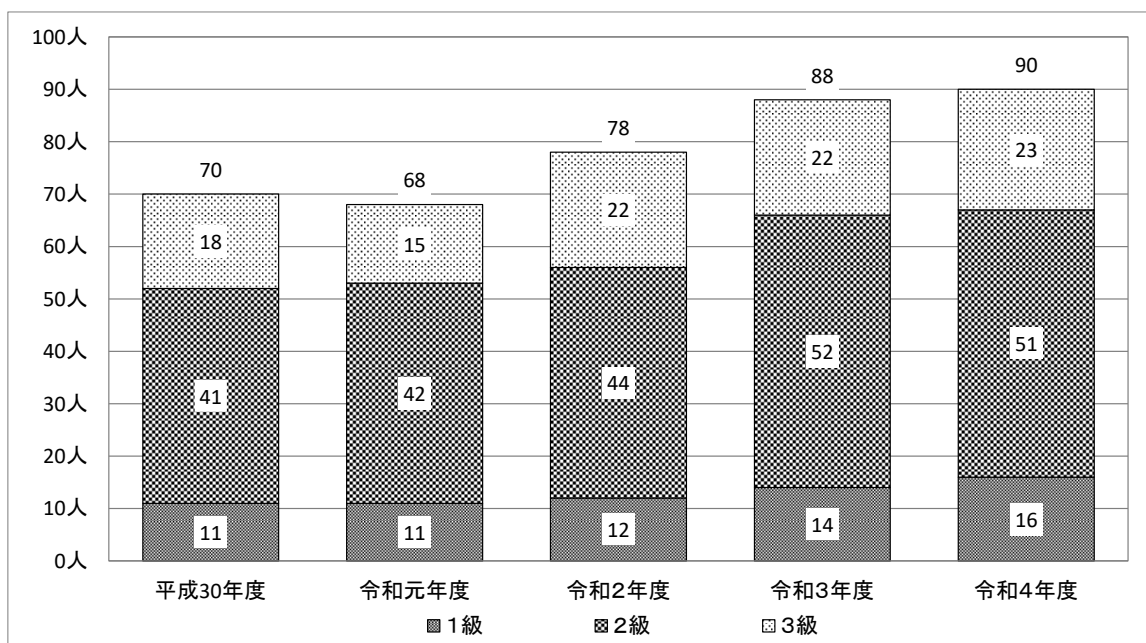
療育手帳所持者の年齢別推移をみると、「18歳未満」は令和3年度まで増加傾向で推移しており、令和4年度にかけてはわずかに減少しています。一方、「18歳以上」は令和元年度から令和2年度にかけてやや減少しましたが、その後は増加傾向で推移しています。



※各年度末時点(保健福祉課資料より)

2-6. 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

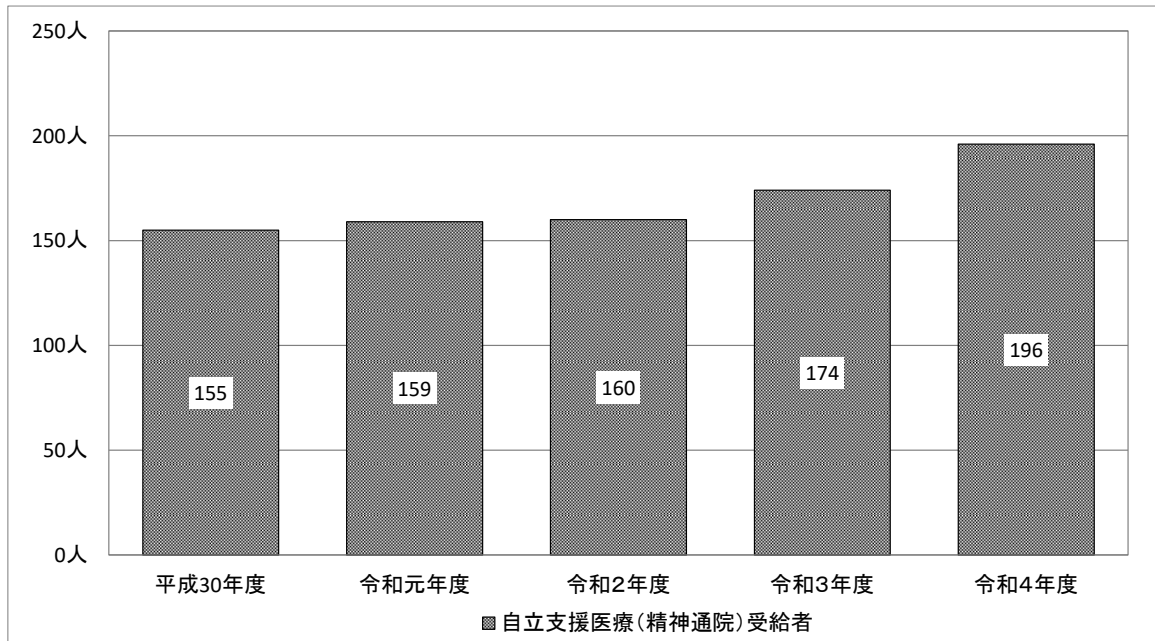
精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、どの等級もおおむね増加傾向で推移しており、総数は令和元年度から令和3年度にかけての増加が目立っています。



※各年度末時点(保健福祉課資料より)

2-7. 自立支援医療(精神通院)受給者の推移

自立支援医療(精神通院)受給者の推移をみると、令和2年度まではほぼ横ばいで推移していましたが、それ以降は増加傾向で推移しており、令和4年度は 196 人となっています。

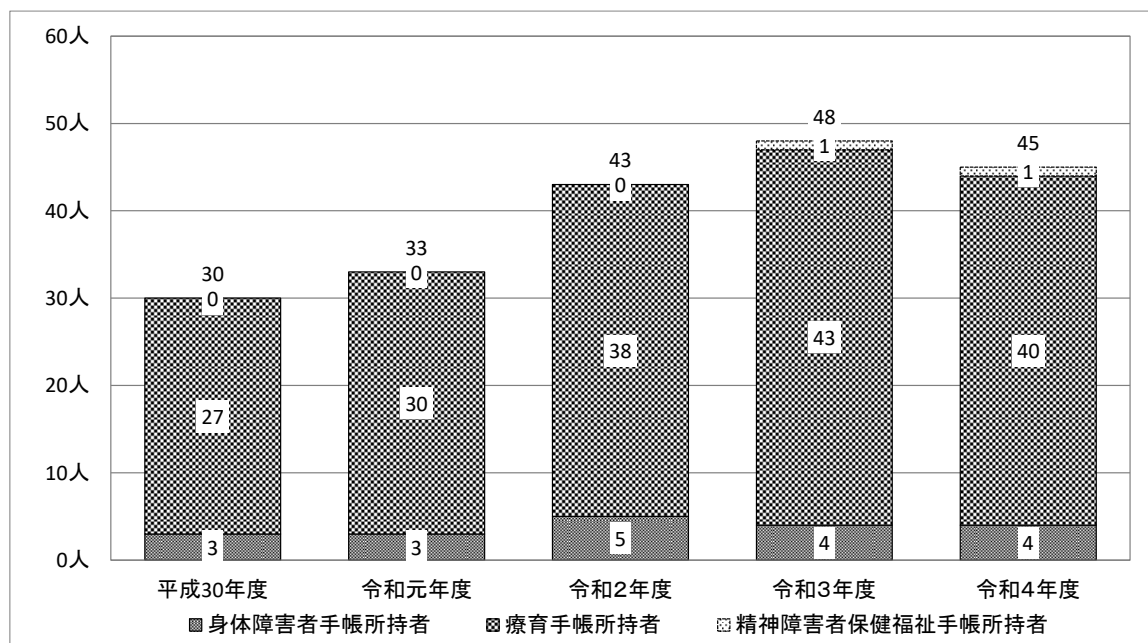


※各年度末時点(保健福祉課資料より)

3. 障がい児の状況

3-1. 障がい児の障害者手帳所持者の推移

障がい児の障害者手帳所持者の推移をみると、「身体障害者手帳所持者」と「療育手帳所持者」はどちらも令和2～3年度にかけて増加しており、その後は横ばいからやや減少しています。「精神障害者保健福祉手帳所持者」は令和3年度から1人となっています。



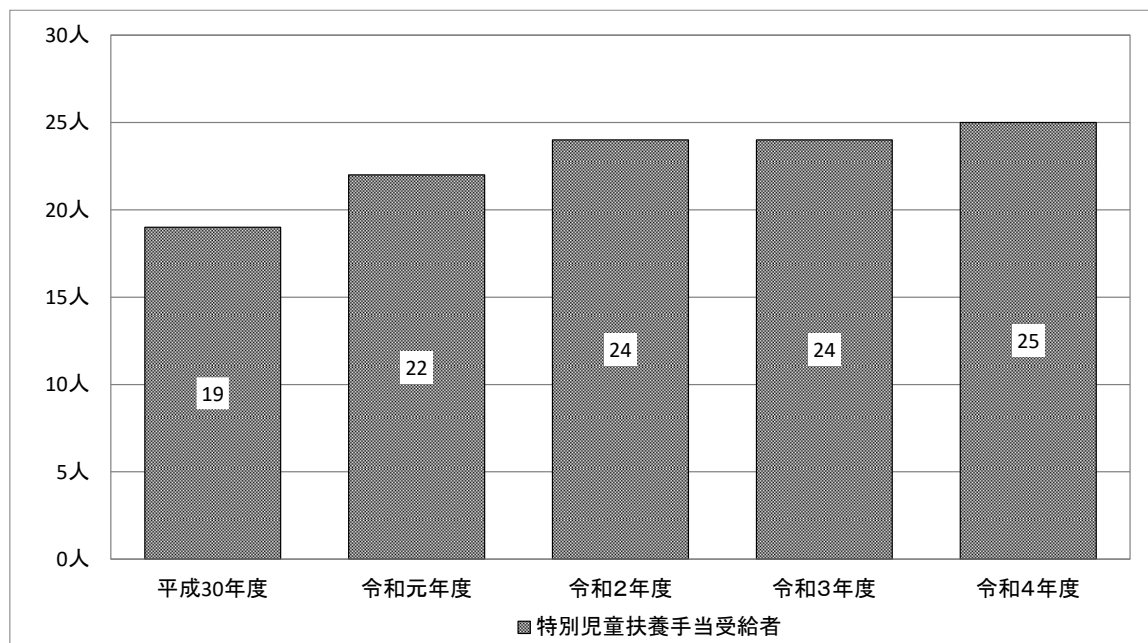
※各年度末時点(保健福祉課資料より)

3-2. 育成医療受給者の推移

育成医療受給者は、平成30年度以降はいませんでした。

3-3. 特別児童扶養手当の支給状況

特別児童扶養手当の支給状況を見ると、令和2年度にかけて増加した後はほぼ横ばいで推移しており、令和4年度は25人となっています。



※各年度末時点(子育て支援課資料より)

3-4. 幼稚園の通園状況

令和4年度末の幼稚園に通う障がいのある児童はいませんでした。

3-5. 特別支援学級の通学状況

令和4年度末の小学校・中学校の特別支援学級在学者をみると、各学年に1人以上おり、小学校の「5年」や「3年」、「2年」では学級数も生徒数も多く在籍しています。それ以外の学年では、それぞれ1～2学級ずつで1～2人の在籍者数となっています。

■ 小学校・中学校の特別支援学級在学者

	小学校			中学校		
	学級数	生徒数	障がい種別	学級数	生徒数	障がい種別
1年	1	1	知的	1	1	知的
2年	4	4	知的、自情※	1	2	知的
3年	5	6	知的、自情、 病弱	2	2	知的、自情
4年	1	1	自情	/		
5年	6	7	知的、自情			
6年	2	3	知的			

※自閉症・情緒障がい

※令和4年度末時点(教育総務課資料より)

3-6. 特別支援学校の通学状況

令和4年度末の特別支援学校の通学状況をみると、小学部では「1年」と「3年」に1人ずつ、中学部でも「1年」と「3年」に1人ずつ、高等部は「1年」に2人、「2年」に4人、「3年」に5人となっています。

■ 特別支援学校在学者

	小学部		中学部		高等部	
	生徒数	障がい種別	生徒数	障がい種別	生徒数	障がい種別
1年	1	知的 1	1	身体 1	2	知的 2
2年	0		0		4	知的 4
3年	1	知的 1	1	知的 1	5	知的 5
4年	0		/			
5年	0					
6年	0					

※令和4年度末時点(特別支援学校への調査結果より)

4. 前計画の振り返り

4-1. 第5期障害者計画の振り返り

(1) 地域生活を支える体制づくり(保健・医療、生活支援)

第5期計画における取組と成果	第6期計画に向けた取組の課題
<p>○健康づくり、生活習慣予防のため、住民の運動の機会と健康づくり活動サポーターのフォローアップ体制の充実を図った</p> <p>○自死予防対策事業として、こころの健康づくり講演会の開催、民生委員や町内小中学校教職員を対象としたゲートキーパー養成講座の開催、教育委員会と連携した町内小中学校におけるSOS出し方教育を行った</p> <p>○専門医による相談事業を実施し、必要に応じて関係機関と連携を図りながら早期支援を行った。また、相談窓口について、広報やチラシの全戸配布及びホームページ等による周知を図った</p> <p>○特定健康診査受診率は横ばいだが、保健指導の受診率は全国平均を大きく上回った</p> <p>○医療の提供については、関係医療機関との連携を密にして障がいのある人を円滑に医療につなぐとともに、緊急の際には情報提供や手続き等の支援を行った</p> <p>○リハビリテーション体制の整備として、地域ケア個別ケア会議において専門職の参加や助言をもらうことで、関係者の技術力向上を図った</p> <p>○県や仙南保健所と連携して、難病患者への支援や依存症対策を行った</p>	<p>■運動に取り組みやすい環境整備に努める必要がある</p> <p>■生活習慣病予防として、若年層に向けた健康診査の受診勧奨と健康づくりに関する知識の普及啓発が必要</p> <p>■情報を必要としている人に届くよう、更なる周知を図る必要がある</p> <p>■特定健診の未受診者に対して、効果的な受診勧奨が必要</p> <p>■高齢者への対応だけでなく、若い世代のリハビリテーションにも対応できるよう、関係者との連携強化が必要</p> <p>■心身障害者医療費の助成対象者に漏れないよう町民税務課及び保健福祉課で連携しながら円滑に事務を行う</p> <p>■スムーズな支援につながるよう、相談窓口の周知や関係機関等との連携強化を図る</p> <p>■本人・家族の高齢化等の影響もあり、病院や施設からの地域移行が進んでいな</p>

第5期計画における取組と成果	第6期計画に向けた取組の課題
	<p>い。また、就労支援サービスを経て一般就労に移行した人の就労定着率が低迷している</p> <p>■地域生活支援事業の利用者数は微増傾向となっているが、国・県からの補助金額が全額交付されないため、町の財政的負担が大きくなっている</p>

(2)生きがいもてる地域社会づくり(雇用・就労、社会参加)

第5期計画における取組と成果	第6期計画に向けた取組の課題
<p>○障がいのある人の雇用について、ポスター掲示やリーフレットの配布等、啓発を行った</p> <p>○関連機関と連携して、就労支援に努めた</p> <p>○障害者優先調達推進法の活用として、学校給食の原材料や献血協力者への記念品等を町内事業所から購入した</p> <p>○障がい者スポーツの研修会に参加した</p> <p>○障がいのある人による制作活動の発表機会として、文化祭を開催した</p> <p>○主催音楽コンサートでは車いす席を設ける、途中退席可能な形態での開催等、障がいのある人が参加しやすいよう配慮したバリアフリーの取組を行った</p> <p>○図書館では大活字本や拡大読書機、点字絵本を常設し、障がいのある人が図書に触れやすい環境整備に取り組んだ</p> <p>○文化会館の館内はバリアフリーとなっており、車いす利用者でも安心して会場を使用できる</p>	<p>■本町における法定雇用率は達成できていないため、引き続き法定雇用率の達成に向けて努める必要がある</p> <p>■就労支援事業所の利用実績はわずかに増加しているが、就労定着率がより向上するよう取り組む必要がある</p> <p>■主に障がいのある人を対象とする芸術振興事業の企画を組めていない。一方、障がいのある人が参加できる企画は組めているので、障がいのある人の参加を増やすことに努めることも必要</p> <p>■館内における誘導案内のあり方が課題</p>

(3)共に生きる地域社会づくり(交流、差別の解消、権利擁護の推進)

第5期計画における取組と成果	第6期計画に向けた取組の課題
<p>○障がい者等に対する虐待防止については、サービス事業所等からの通告が年0～1件で推移している。虐待対応については、関係機関と連携して行うことができている</p> <p>○ボランティア養成講座等はコロナウイルス流行の影響で休止していたが、令和5年度からすべての課程を再開した</p> <p>○地域活動のコーディネート機能として、生活支援コーディネーターが団体等の情報の集約を行った</p> <p>○個別で支援が必要な人は、生活支援コーディネーターや民生児童委員等が相談機関につないだ</p> <p>○地域福祉計画の基本目標の達成に向けて、福祉意識の醸成や地域包括ケアシステムの深化等に努めた</p> <p>○地域で活動している福祉団体等と、地域支え合い協議体において通いの場や地域活動の情報等について話し合いを行った</p> <p>○毎週水曜日の午前中にゆったりサロンを開所し、支援員2名が常駐して見守っている。また、月に1回はアサンの巡回就労相談を実施した。さらに、保健師と支援員は3～4か月ごとに利用者のケース検討会を実施した</p>	<p>■手話講座の性質上、感染対策を行いながらの開催が難しい</p> <p>■生活支援コーディネーターが主体となって講座等に取り組み始めたところであり、より発展していくよう努める必要がある</p> <p>■身体・知的障害者相談員への相談実績が少ないため、町民への周知が必要</p> <p>■地域資源の情報の共有は行っているが、ネットワーク化まで至っていない</p> <p>■参加者が固定化しているため、新規参加者を増やすことが課題となっている。また、支援員の確保が難しく、開設時間の拡大が困難</p>

(4)安心・安全な環境づくり

第5期計画における取組と成果	第6期計画に向けた取組の課題
<p>○公共施設等の整備・改善として、令和4年度に地域福祉センターと役場庁舎の男子トイレにサンタリーボックスを設置し、オストメイトの方が利用しやすいようにした。また、B&G海洋センターと平沢地区公民館</p>	

第5期計画における取組と成果	第6期計画に向けた取組の課題
<p>の玄関にスロープを設置した</p> <p>○タクシー利用料の助成や人工透析通院交通費助成等の制度の周知を図った</p> <p>○公営の集合住宅階段室に新規手すりを設置した</p> <p>○緊急時における避難支援体制の整備として、自主防災組織の設立支援を行うとともに、県防災指導員講習に地域住民を幹旋することで災害時の地域のリーダーとなる人材育成に努めた</p>	<p>■タクシー利用料の助成や人工透析通院交通費助成の実績は減少傾向であるため、利用促進を図る必要がある</p> <p>■集合住宅型の公営住宅は中階段室のため、エレベーターの設置が困難。また、要配慮者が低層階へ入居できるようソフト面での配慮が必要</p> <p>■町内のグループホームは支援員不足等により年々減少しているため、施設や病院から移行するための受け皿として増加に向けて取り組む必要がある</p> <p>■新型コロナウイルス感染症の流行により、自主防災組織や地域住民を対象とした防災体制確立に向けた取組が大きく制限された</p> <p>■要支援者の避難確保計画を行政区(自主防災組織)と共有し、実行効果の高い防災対策を講じることが必要</p>

4-2. 第6期障害福祉計画の振り返り

(1) 障害福祉サービスの充実

第6期計画における取組と成果	第7期計画に向けた取組の課題
<p>○毎年実施している蔵王町精神保健福祉施策推進協議会で地域の現状や課題について検討し、町の精神保健事業に反映させた</p> <p>○相談支援事業、地域生活支援拠点事業とともに周知・活用が進み、地域生活の相談体制は整ってきており、相談件数は増加傾向となっている</p> <p>○居宅介護(ホームヘルプ)は利用者数、利用時間数共に増加傾向となっている</p> <p>○生活介護は高齢の障がい者と施設入所</p>	<p>■引き続き、地域の現状の把握や重層的な連携による支援体制の構築に努める</p> <p>■引き続き、相談支援等の活用促進を図る</p> <p>■障がい者の高齢化に伴って介護保険と併用するケースも増えているため、整合性を保ちながら支援に取り組む必要がある</p> <p>■自立訓練や就労支援関連の事業所が近隣に少ないため、利用者の移動にかかる</p>

第6期計画における取組と成果	第7期計画に向けた取組の課題
<p>者を中心として利用者数が増加傾向となっている</p> <p>○就労移行支援と就労継続支援は利用者が増加傾向となっている</p> <p>○短期入所は本人及び家族の高齢化に伴い、利用者数や利用時間が増加傾向となっている</p> <p>○精神障害者通院医療費給付の利用者は年々増加しており、制度の周知・活用が進んだ</p>	<p>手間や費用の負担が大きい</p> <p>■グループホームは支援員の高齢化や人材不足等により町内事業所の廃止が増加しており、地域移行の受け皿が減少している</p> <p>■障害者支援施設は入所者が自然減する一方で、高齢化に伴いグループホーム等から施設入所するケースもあり、国の指針に沿った入所者減少が進んでいない</p> <p>■地域移行支援と地域定着支援は本人の心身状態や家族の状況等の要因で、対象者がいても利用に結びついていない場合がある</p> <p>■補装具を不適切な状態で使用している方も見受けられるため、補装具費の支給(交付・修理)についてより一層周知に努める必要がある</p> <p>■事前申請が原則になるが、申請が漏れたり遅れることにより自己負担が増えるケースが多く見受けられるため、制度利用の周知に努める必要がある</p>

■ 障害福祉サービス等の体制強化

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
保健、医療及び 福祉関係者による協議の場	開催回数(回)	計画値	1	1	1
		実績値	1	2	2
		計画比率	100.0%	200.0%	200.0%
	参加者数(人)	計画値	10	10	10
		実績値	13	24	24
		計画比率	130.0%	240.0%	240.0%
	評価の実施(回)	計画値	1	1	1
		実績値	1	2	2
		計画比率	100.0%	200.0%	200.0%
精神障がい者の地域移行支援(人)	計画値	1	1	1	
	実績値	0	0	0	
	計画比率	0.0%	0.0%	0.0%	
精神障がい者の地域定着支援(人)	計画値	1	1	1	
	実績値	0	0	0	
	計画比率	0.0%	0.0%	0.0%	
精神障がい者の共同生活援助(人)	計画値	7	8	8	
	実績値	5	6	7	
	計画比率	71.4%	75.0%	87.5%	
精神障がい者の自立生活援助(人)	計画値	1	1	1	
	実績値	1	1	0	
	計画比率	100.0%	100.0%	0.0%	
総合的・専門的な相談支援(実施の有無)	計画値	有	有	有	
	実績値	有	有	有	
	計画比率	—	—	—	
相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言(件)	計画値	1	1	1	
	実績値	36	53	50	
	計画比率	3,600.0%	5,300.0%	5,000.0%	
相談支援事業者の人材育成の支援(件)	計画値	1	1	1	
	実績値	51	21	20	
	計画比率	5,100.0%	2,100.0%	2,000.0%	
相談機関との連携強化の取組の実施(回)	計画値	1	1	1	
	実績値	6	23	20	
	計画比率	600.0%	2,300.0%	2,000.0%	
地域生活支援拠点の利用(回)	計画値	5	6	7	
	実績値	15	29	30	
	計画比率	300.0%	483.3%	428.6%	

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
障害福祉サービス等に係る 研修等への町職員の参加者(人)	計画値	2	2	2	
	実績値	0	0	0	
	計画比率	0.0%	0.0%	0.0%	
障害者自立支援審査支払等 システム等による審査結果 の共有	体制の有無	計画値	無	無	有
		実績値	無	無	無
		計画比率	—	—	—
	回	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
		計画比率	—	—	0.0%

■ 訪問系サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
居宅介護 重度訪問介護 行動援護、同行援護 重度障害者等包括支援	利用者数 (人/月)	計画値	7	8	9
		実績値	10	8	11
		計画比率	142.9%	100.0%	122.2%
	利用時間 (時間/年)	計画値	760	830	890
		実績値	1,351	973	1,140
		計画比率	177.8%	117.2%	128.1%

■ 日中活動系サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)	
生活介護	利用者数 (人/月)	計画値	30	30	30
		実績値	32	34	38
		計画比率	106.7%	113.3%	126.7%
	利用日数 (人日/月)	計画値	680	680	680
		実績値	667	683	761
		計画比率	98.1%	100.4%	111.9%
自立訓練(機能訓練)	利用者数 (人/月)	計画値	0	0	1
		実績値	0	0	0
		計画比率	—	—	—
	利用日数 (人日/月)	計画値	0	0	20
		実績値	0	0	0
		計画比率	—	—	—

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立訓練(生活訓練)	利用者数 (人/月)	計画値	1	2	2
		実績値	0	1	2
		計画比率	0.0%	50.0%	100.0%
	利用日数 (人日/月)	計画値	20	40	40
		実績値	0	21	27
		計画比率	0.0%	52.5%	67.5%
就労移行支援	利用者数 (人/月)	計画値	1	1	1
		実績値	1	2	3
		計画比率	100.0%	200.0%	300.0%
	利用日数 (人日/月)	計画値	10	10	10
		実績値	8	32	41
		計画比率	80.0%	320.0%	410.0%
就労継続支援(A型)	利用者数 (人/月)	計画値	3	3	3
		実績値	3	3	4
		計画比率	100.0%	100.0%	133.3%
	利用日数 (人日/月)	計画値	65	65	65
		実績値	80	66	64
		計画比率	123.1%	101.5%	98.5%
就労継続支援(B型)	利用者数 (人/月)	計画値	38	39	40
		実績値	50	43	43
		計画比率	131.6%	110.3%	107.5%
	利用日数 (人日/月)	計画値	686	700	710
		実績値	916	819	788
		計画比率	133.5%	117.0%	111.0%
就労定着支援 利用者数(人/月)		計画値	3	4	4
		実績値	2	1	2
		計画比率	66.7%	25.0%	50.0%
療養介護 利用者数(人/月)		計画値	1	1	1
		実績値	1	1	1
		計画比率	100.0%	100.0%	100.0%
短期入所(福祉型)	利用者数 (人/月)	計画値	2	3	4
		実績値	1	2	6
		計画比率	50.0%	66.7%	150.0%
	利用日数 (人日/月)	計画値	10	15	20
		実績値	17	31	71
		計画比率	170.0%	206.7%	355.0%

■居住系サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立生活援助 利用者数(人/月)	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	計画比率	0.0%	0.0%	0.0%
共同生活援助 利用者数(人/月)	計画値	24	25	25
	実績値	24	26	25
	計画比率	100.0%	104.0%	100.0%
地域生活支援拠点等	設置数 (か所)	計画値	1	1
		実績値	1	1
		計画比率	100.0%	100.0%
	検討の回数 (回)	計画値	3	3
		実績値	2	2
		計画比率	66.7%	66.7%
施設入所支援 利用者数(人/月)	計画値	17	16	
	実績値	15	14	
	計画比率	88.2%	87.5%	

■指定相談支援サービス

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計画相談支援 利用者数(人)	計画値	19	19	19
	実績値	21	18	24
	計画比率	110.5%	94.7%	126.3%
地域移行支援 利用者数(人)	計画値	0	0	1
	実績値	1	0	1
	計画比率	—	—	100.0%
地域定着支援 利用者数(人)	計画値	0	0	1
	実績値	1	0	0
	計画比率	—	—	0.0%

(2)地域生活支援事業の充実

第6期計画における取組と成果	第7期計画に向けた取組の課題
<p>○精神障害者社会復帰事業「ゆったりサロン」を週1回開催し、障がい者同士の交流を図った</p> <p>○日常生活用具給付等事業は難病患者からの相談、申請が増加している</p> <p>○移動支援事業は新規利用者が年1～2名増え、委託事業所も増加した</p> <p>○日中一時支援事業は利用者数と利用時間数共に横ばいの状況だが、令和5年度から委託事業所が増えたことで、今後利用者の増加が見込まれる</p>	<p>■支援員の確保が難しく、開催頻度を増やすことが困難</p> <p>■手話奉仕員等養成研修は新型コロナウイルス感染症の影響で令和2～4年度は開催できておらず、受講者が減少している。また、研修内容の性質上、感染症対策をしての開催に工夫が必要</p> <p>■自動車運転免許証取得費・自動車改造費助成事業は利用者が少ないため、より一層制度の周知に努める必要がある</p>

■ 障害者相談支援事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
障害者相談支援事業(か所)	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
	計画比率	100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談支援センターの設置(か所)	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
	計画比率	100.0%	100.0%	100.0%
基幹相談支援センター等機能強化事業 (実施の有無)	計画値	有	有	有
	実績値	有	有	有
	計画比率	—	—	—
住宅入居等支援事業(実施の有無)	計画値	無	無	有
	実績値	無	無	無
	計画比率	—	—	—

■ 自立支援協議会事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自立支援協議会事業(か所)	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
	計画比率	100.0%	100.0%	100.0%

■ 成年後見制度利用支援事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
成年後見制度利用支援事業 利用者数(人/年)	計画値	3	3	3
	実績値	4	4	4
	計画比率	133.3%	133.3%	133.3%

■ 理解促進研修・啓発事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
研修会の実施(回/年)	計画値	1	1	1
	実績値	0	0	0
	計画比率	0.0%	0.0%	0.0%

■ 自発的活動支援事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
研修会等の開催(回/年)	計画値	1	1	1
	実績値	20	35	43
	計画比率	2,000.0%	3,500.0%	4,300.0%

■ 意思疎通支援事業

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
手話通訳者・ 要約筆記者派遣事業	通訳者数 (人)	計画値	2	2	3
		実績値	2	2	2
		計画比率	100.0%	100.0%	66.7%
	派遣件数 (件/年)	計画値	80	84	88
		実績値	84	87	15
		計画比率	105.0%	103.6%	17.0%

■ 日常生活用具給付等事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護・訓練支援用具(件/年)	計画値	1	1	1
	実績値	1	0	0
	計画比率	100.0%	0.0%	0.0%
自立生活支援用具(件/年)	計画値	2	2	2
	実績値	0	0	0
	計画比率	0.0%	0.0%	0.0%
在宅療養等支援用具(件/年)	計画値	1	1	1
	実績値	0	2	1
	計画比率	0.0%	200.0%	100.0%
情報・意思疎通支援用具(件/年)	計画値	1	1	1
	実績値	1	1	1
	計画比率	100.0%	100.0%	100.0%
排せつ管理支援用具(件/年)	計画値	360	396	420
	実績値	233	372	200
	計画比率	64.7%	93.9%	47.6%
住宅改修(件/年)	計画値	1	1	1
	実績値	1	0	0
	計画比率	100.0%	0.0%	0.0%

■ 手話奉仕員等養成研修事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
手話奉仕員等養成研修事業 修了者数(人/年)	計画値	2	3	5
	実績値	-	-	0
	計画比率	-	-	0.0%

※令和3年度、令和4年度は未実施

■ 移動支援事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
移動支援事業	利用者数 (人/月)	計画値	5	6
		実績値	2	3
		計画比率	40.0%	50.0%
	利用時間 (時間/年)	計画値	350	400
		実績値	50	108
		計画比率	14.3%	27.0%

■地域活動支援センター事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域活動支援センター 設置数(か所)	計画値	0	0	1
	実績値	0	0	0
	計画比率	-	-	0.0%

■日中一時支援事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
日中一時支援事業	利用者数 (人/月)	計画値	7	8
		実績値	12	6
		計画比率	171.4%	75.0%
	利用時間 (時間/年)	計画値	1,480	1,520
		実績値	1,858	1,500
		計画比率	125.5%	98.7%

■訪問入浴サービス事業

		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問入浴サービス事業	利用者数 (人/月)	計画値	2	2
		実績値	1	0
		計画比率	50.0%	0.0%
	利用時間 (時間/月)	計画値	20	20
		実績値	111	0
		計画比率	555.0%	0.0%

4-3. 第2期障害児福祉計画の振り返り

(1)障がい児の保健・相談の充実

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題
<p>○妊婦健康診査では、医療機関と連携して妊娠期から支援が必要な妊婦について情報共有し、早期介入を行った</p> <p>○子育て世代支援センターを設置し、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援ができるよう努めた</p>	<p>■乳幼児健康診査において、保健師が発達異常等の早期発見に努めているが、母親</p>

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題
<p>○育児不安がある母親に対して、子育て支援センターで話を聞くことで、悩みや不安の解消につなげた。また、母親や子どもの姿で気になることがあった場合は、保健師と連携して対応した</p>	<p>の障がい受容が困難で、支援の難しさがある</p> <p>■未受診児への訪問等を行うことで、すべての乳幼児が健康診査を受診できるよう取り組む</p> <p>■新型コロナウイルス感染症の影響や出生率の低下から子育て支援センター利用者が減少しており、母親の育児不安の発見や対応が十分に行えないことを懸念している</p>

(2)障がい児保育・教育の充実

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題
<p>○近隣市町に児童単独型の事業所が新設され、児童発達支援の利用者は年々増加している。また、早期療育を希望する保護者も増え、低年齢での医療機関受診、その後サービス利用につながるケースも増加した</p> <p>○放課後等デイサービスは町内に事業所が新設されたため、利用者数が増加した</p> <p>○障害児通所支援サービスの利用者増加に伴い、障害児相談支援の件数が増加した</p> <p>○アスム療育・研修センターの臨床心理士による教育相談を実施し、幼児期からの相談体制充実を図った。また、スクールソ</p>	<p>■引き続き、利用希望者の相談やサービス調整を円滑に行えるような体制づくりに取り組む</p> <p>■保育所等訪問支援と居宅訪問型児童発達支援については近隣で実施している事業所が少ないため、圏域で事業所新設に向けた誘致等の取組が必要</p> <p>■圏域の相談支援事業所も増えているが、プラン作成が追いついていない事業所もあるため、サービスをタイムリーに利用できるよう取り組む必要がある</p> <p>■障害児入所施設から在宅生活への移行後の相談やサービス調整を円滑に行えるよう、引き続き体制づくりに取り組む</p>

第2期計画における取組と成果	第3期計画に向けた取組の課題
<p>ーシャルワーカーとの連携により、家庭・学校のつなぎ役としてきめ細かい支援を行った</p> <p>○学校と連携することで適切な就学支援や進路指導が図られた</p> <p>○教職員を対象とした研修会を年2回開催し、各コーディネーター等の情報交換の場として活用した</p> <p>○小中学校のトイレについて、洋式トイレへの改築に段階的に取り組んだ</p>	<p>■「すこやかファイル(支援記録や支援情報を共有することを目的としたファイル)」を小学校入学時に全児童に配布し、子どもの成長を家庭でも記録できるようにするとともに、継続して就学進路相談等を開催する等、相談体制の充実を図ることが必要</p> <p>■各学校において障がい児童・生徒が増加しており、支援学校等の学習支援員が不足している</p> <p>■洋式トイレへの改築は5割程度となっているため、引き続き取り組んでいく必要がある</p>

(2)数値目標の取組状況

■障がい児福祉サービスの充実

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
児童発達支援	利用者数 (人)	計画値	1	1	1
		実績値	1	1	3
		計画比率	100.0%	100.0%	300.0%
	利用日数 (人日/月)	計画値	20	20	20
		実績値	1	17	35
		計画比率	5.0%	85.0%	175.0%
医療型児童発達支援	利用者数 (人)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画比率	—	—	—
	利用日数 (人日/月)	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画比率	—	—	—

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
医療的ケア児等に関する コーディネーター	配置数 (人)	計画値	1	1	1
		実績値	0	1	1
		計画比率	0.0%	100.0%	100.0%
放課後等デイサービス	利用者数 (人)	計画値	5	6	7
		実績値	11	12	12
		計画比率	220.0%	200.0%	171.4%
	利用日数 (人日/月)	計画値	23	29	35
		実績値	115	145	155
		計画比率	500.0%	500.0%	442.9%
保育所等訪問支援	利用者数 (人)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		計画比率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用日数 (人日/月)	計画値	3	3	3
		実績値	0	0	0
		計画比率	0.0%	0.0%	0.0%
居宅訪問型児童発達支援	利用者数 (人)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		計画比率	0.0%	0.0%	0.0%
	利用日数 (人日/月)	計画値	1	1	1
		実績値	0	0	0
		計画比率	0.0%	0.0%	0.0%
障害児相談支援	利用者数 (人)	計画値	5	5	5
		実績値	4	4	6
		計画比率	80.0%	80.0%	120.0%

5. 福祉に関するアンケート調査結果の抜粋

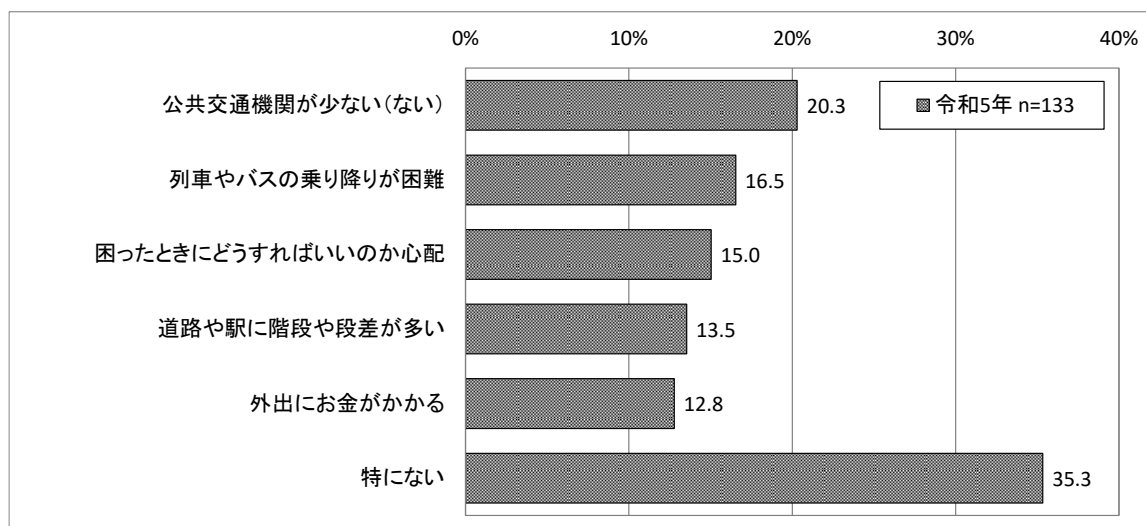
5-1. 調査の概要

調査時期	令和5年8月
調査対象	町内在住の町民のうち、身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(家族への調査を含む)、発達障がい者・高次脳機能障がい者・難病患者等
調査方法	郵送による配布・回収
配布数	250 票
有効回収数	133 票(有効回収率:53.2%)

5-2. 外出する際に困ること、外出しない(できない)理由

問4 あなたが外出する際に困ること、または外出しない(できない)理由をお答えください。【〇はいくつでも】

「公共交通機関が少ない(ない)」が 20.3%で最も多く、次いで「列車やバスの乗り降りが困難」が16.5%、「困ったときにどうすればいいのか心配」が15.0%、「道路や駅に階段や段差が多い」が13.5%、「外出にお金がかかる」が12.8%で続いています。一方、「特にない」は35.3%でした。



※グラフは主に上位項目の抜粋です(以下の設問についても同様)

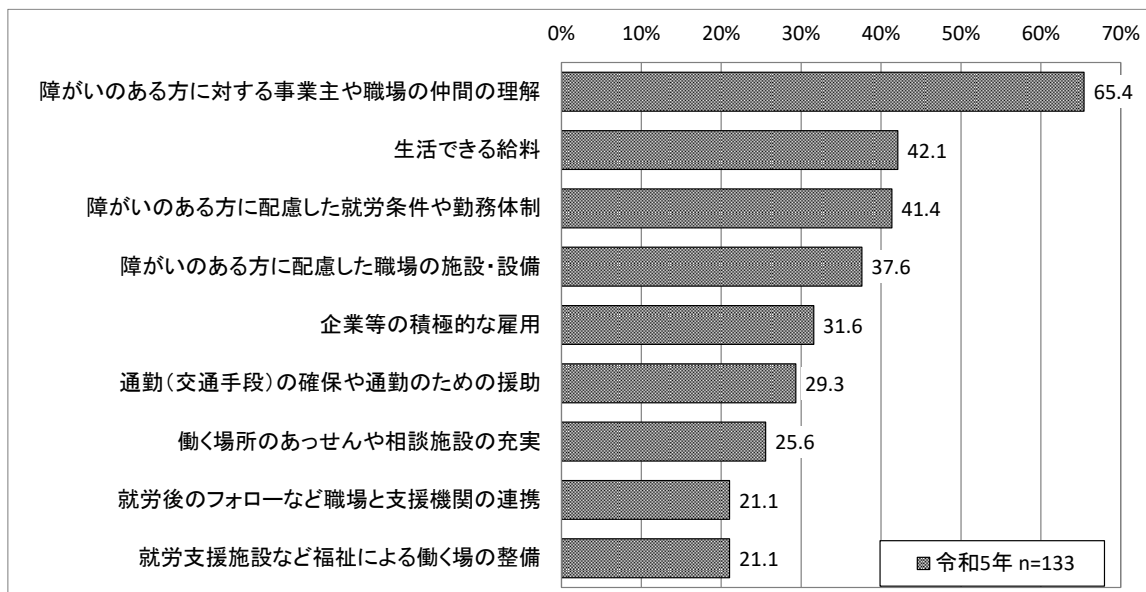
【関連する施策】

- 障害者計画：1-3. 生活支援の充実、
4-1. 人にやさしいまちづくりの推進
- 障害福祉計画：2-2. 訪問系サービス、3-10. 移動支援事業
3-14. 自動車運転免許証取得費・自動車改造費助成事業

5-3. 障がいのある方が働く際に必要だと思うこと

問7 あなたは、障がいのある方が働くには、どのようなことが必要だと思いますか。【〇は
いくつでも】

「障がいのある方に対する事業主や職場の仲間の理解」が 65.4%で最も多く、次いで「生活できる給料」が 42.1%、「障がいのある方に配慮した就労条件や勤務体制」が 41.4%、「障がいのある方に配慮した職場の施設・設備」が 37.6%、「企業等の積極的な雇用」が 31.6%で続いています。



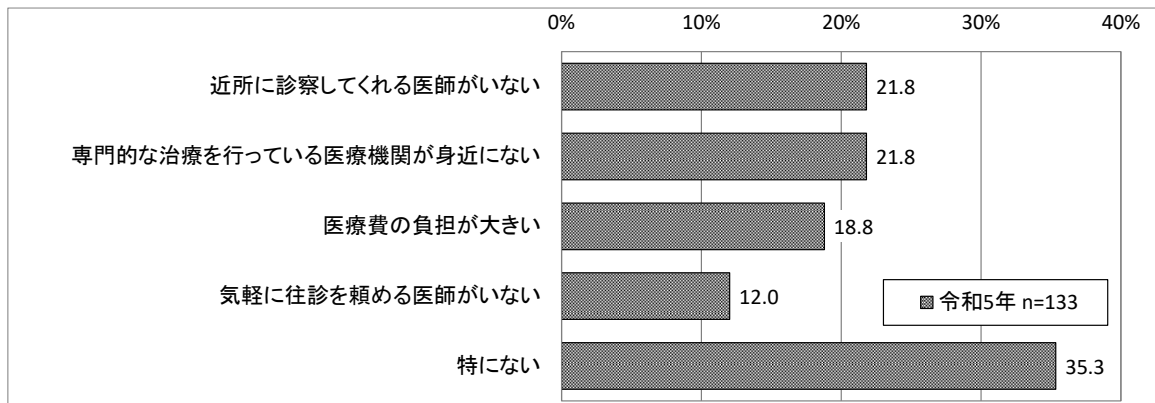
【関連する施策】

- 障害者計画： 1 - 3. 生活支援の充実、
2 - 1. 障がいのある人の雇用の拡大に向けた普及・啓発、
2 - 2. 就労支援体制の強化、
3 - 1. 障がいのある人への理解促進
- 障害福祉計画： 2 - 1. 障害福祉サービス等の体制強化、
2 - 3. 日中活動系サービス、 3 - 2. 自立支援協議会事業、
3 - 5. 理解促進研修・啓発事業
- 障害児福祉計画： 3 - 3. 障がい児の教育の充実

5-4. 健康管理において困っていること

問8 あなたが健康管理において、困っていることは何ですか。【〇はいくつでも】

「近所に診察してくれる医師がいない」と「専門的な治療を行っている医療機関が身近にない」の2つが21.8%で並んで最も多くなっており、次いで「医療費の負担が大きい」が18.8%、「気軽に往診を頼める医師がいない」が12.0%で続いています。一方、「特にない」は35.3%でした。



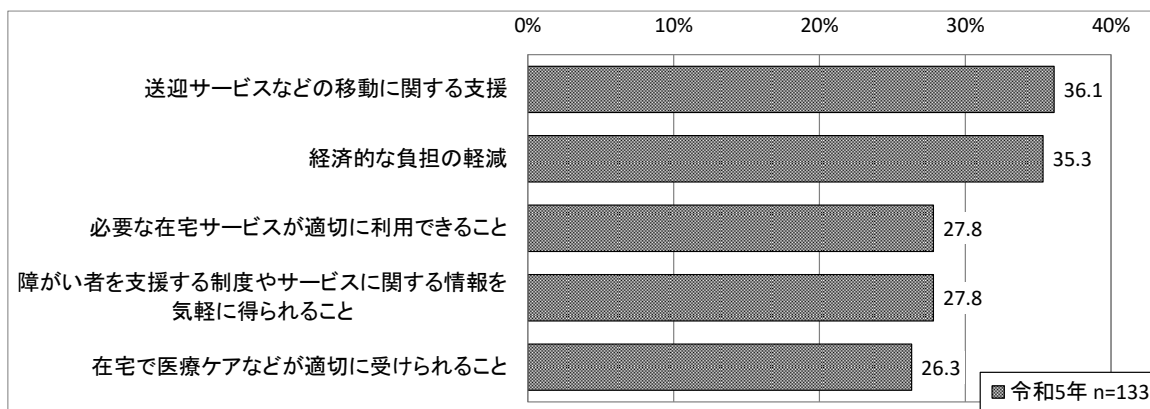
【関連する施策】

- 障害者計画：1-1. 保健事業の充実、1-2. 医療体制の充実
- 障害福祉計画：2-1. 障害福祉サービス等の体制強化、
2-6. その他の障害福祉サービス
- 障害児福祉計画：2-3. 早期療育指導の充実
3-1. 障がい児福祉サービスの充実

5-5. 地域で生活するために必要と思う支援

問 12 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。【〇はいくつでも】

「送迎サービスなどの移動に関する支援」が 36.1%で最も多く、次いで「経済的な負担の軽減」が 35.3%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」と「障がい者を支援する制度やサービスに関する情報を気軽に得られること」の2つが 27.8%、「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」が 26.3%で続いています。



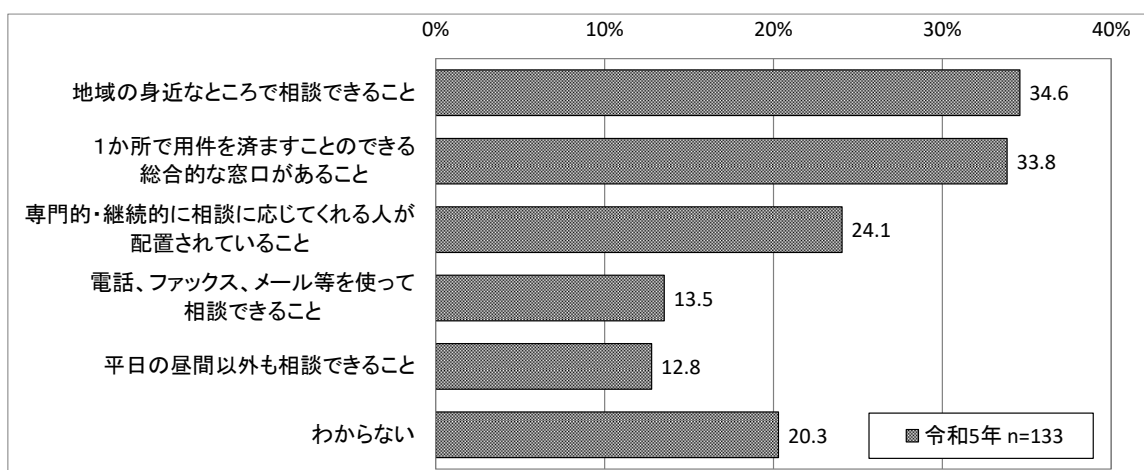
【関連する施策】

- 障害者計画： 1-2. 医療体制の充実、 1-3. 生活支援の充実、
2-2. 就労支援体制の強化、
4-1. 人にやさしいまちづくりの推進
- 障害福祉計画： 2-1. 障害福祉サービス等の体制強化、
2-2. 訪問系サービス、 2-3. 日中活動系サービス、
2-5. 指定相談支援サービス、
2-6. その他の障害福祉サービス、 3-1. 障害者相談支援事業
- 障害児福祉計画： 3-1. 障がい児福祉サービスの充実

5-6. 福祉サービスに関する相談や情報入手のために必要だと思うこと

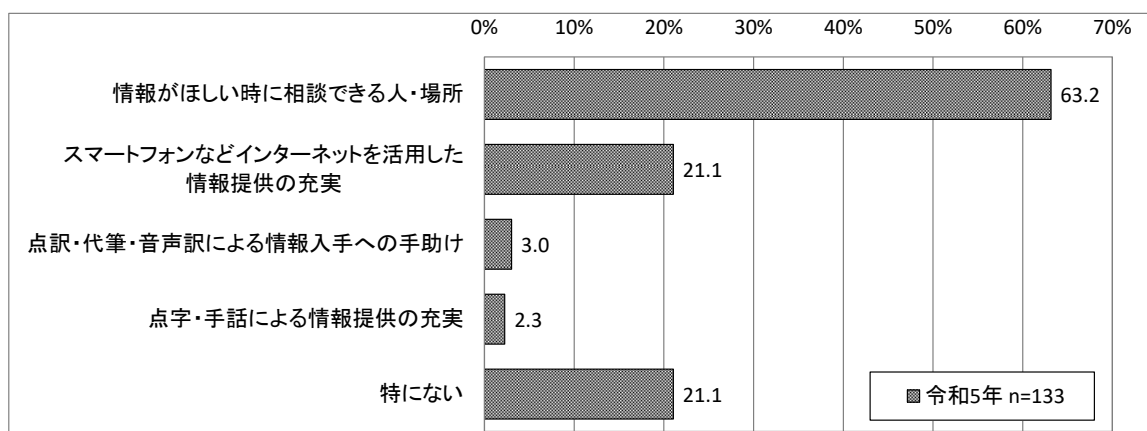
問17 あなたは、福祉サービスについて相談しやすい体制を作るために、どのようなことが必要だと思いますか。【〇はいくつでも】

「地域の身近なところで相談できること」が 34.6%で最も多くなっていますが、「1か所で用件を済ますことのできる総合的な窓口があること」も 33.8%でほとんど差がなく続いています。以下、「専門的・継続的に相談に応じてくれる人が配置されていること」が 24.1%、「電話、ファックス、メール等を使って相談できること」が 13.5%、「平日の昼間以外も相談できること」が 12.8%となっています。



問19 あなたは、福祉サービスに関する情報を入手するために、どのようなことが必要だと思いますか。【〇はいくつでも】

「情報がほしい時に相談できる人・場所」が 63.2%と最も多くなっています。次いで「スマートフォンなどインターネットを活用した情報提供の充実」が 21.1%となっており、それ以外の選択肢はわずかとなっています。一方、「特にない」は 21.1%と約5人に1人の割合となっています。



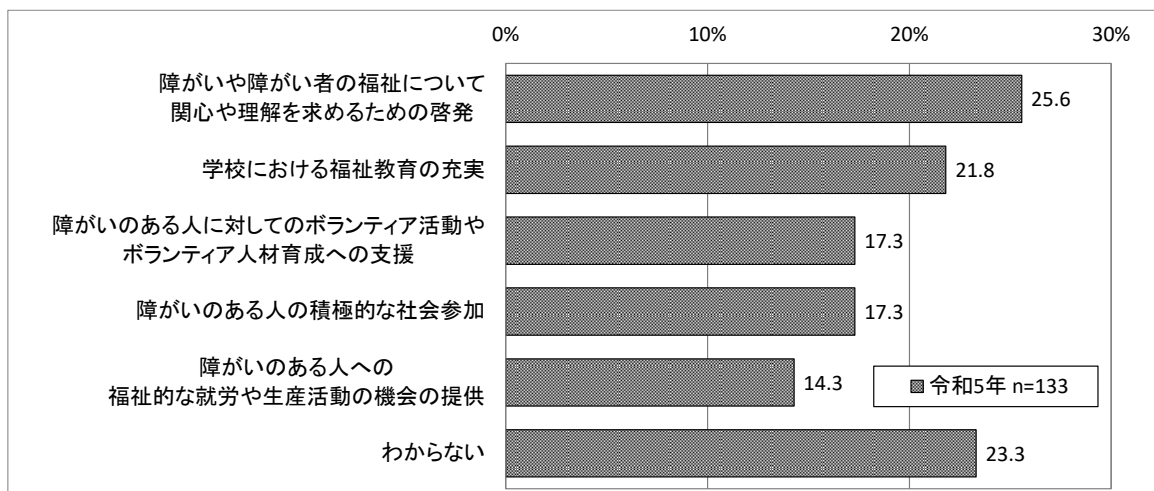
【関連する施策】

- 障害者計画：1－1. 保健事業の充実、3－3. 地域ぐるみの支援体制の整備
- 障害福祉計画：2－1. 障害福祉サービス等の体制強化、
2－5. 指定相談支援サービス、3－1. 障害者相談支援事業、
3－2. 自立支援協議会事業
- 障害児福祉計画：2－2. 乳幼児健康診査・相談の充実、
3－1. 障がい児福祉サービスの充実、
3－3. 障がい児の教育の充実

5－7. 町民が障がいのある方を理解するために必要だと感じること

問 25 町民が障がいのある方を理解するために、何が必要だと感じていますか。【〇はいくつでも】

「障がいや障がい者の福祉について関心や理解を求めるとの啓発」が25.6%で最も多く、次いで「学校における福祉教育の充実」が21.8%、「障がいのある人に対するボランティア活動やボランティア人材育成への支援」と「障がいのある人の積極的な社会参加」の2つが17.3%、「障がいのある人への福祉的な就労や生産活動の機会の提供」が14.3%で続いています。なお、「わからない」は23.3%でした。



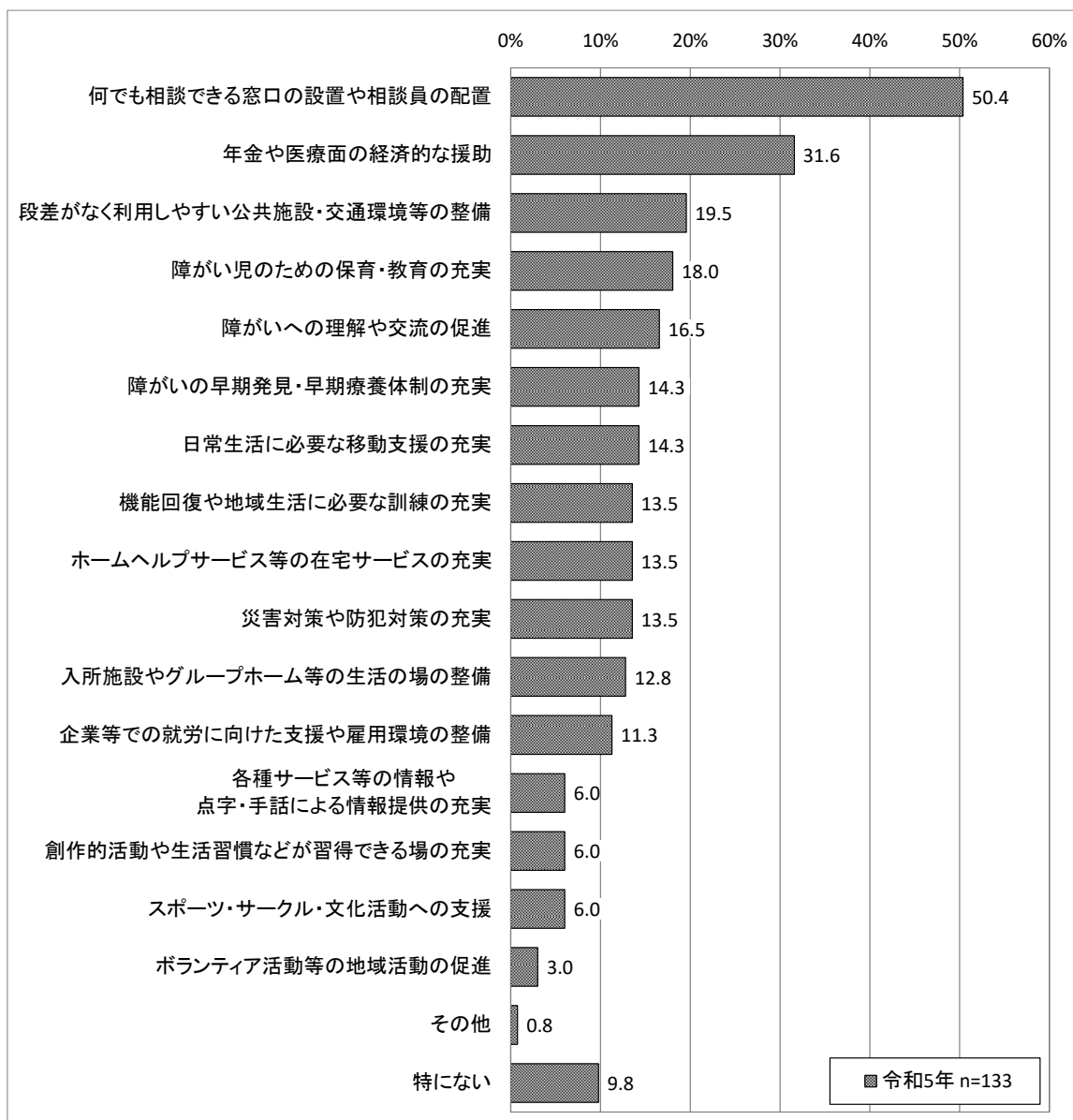
【関連する施策】

- 障害者計画：1－3. 生活支援の充実、2－3. 様々な活動への参加促進、
3－1. 障がいのある人への理解促進
- 障害福祉計画：3－5. 理解促進研修・啓発事業
- 障害児福祉計画：2－3. 早期療育指導の充実、
3－3. 障がい児の教育の充実

5-8. 地域で生活を送るために必要なこと

問 26 地域で生活を送るために、必要なことは何ですか。【○はいくつでも】

「何でも相談できる窓口の設置や相談員の配置」が 50.4%と約半数を占めて最も多くなっています。次いで「年金や医療面の経済的な援助」が 31.6%、「段差がなく利用しやすい公共施設・交通環境等の整備」が 19.5%、「障がい児のための保育・教育の充実」が 18.0%、「障がいへの理解や交流の促進」が 16.5%で続いています。なお、「特にない」は 9.8%でした。



6. 目標の達成状況

6-1. 第6期障害福祉計画の目標達成状況

第6期障害福祉計画で定めた数値目標の達成状況については以下の通りです。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■ 国が示す基本的な考え方

- 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
- 令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から 1.6%以上削減することを基本とする。
- ※令和2年度末において、令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

■ 蔵王町の目標設定と現状

項目	人数	考え方	
【基準値】入所者数(A)	17人	令和元年度末時点入所者数	
項目	目標値	見込み	考え方
【目標値】 令和5年度末の 地域生活移行者数(B)	1人	1人	入所施設からグループホーム等への 地域移行見込み者数
	5.9%	5.9%	移行割合(B/A)
【目標値】 施設入所者数の削減数 (C)	1人	1人	令和5年度末段階での削減見込み者 数
	5.9%	5.9%	削減割合(C/A)

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

■ 国が示す基本的な考え方

- 令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

■ 蔵王町の目標設定と現状

項目	目標値	見込み	考え方
【目標値】 地域生活支援拠点等の 設置数	1か所	1か所	令和5年度末時点の地域生活支援拠 点等の設置数
【目標値】 地域生活支援拠点等の 運用状況の検証・検討	年1回 以上	年1回	令和5年度末時点の地域生活支援拠 点等の運用状況の検証・検討の回数

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

■ 国が示す基本的な考え方

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
 - 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標値は、令和元年度の一般就労への移行実績に対して、就労移行支援事業は1.30倍以上とすることを基本とし、就労継続支援A型事業は1.26倍以上、就労継続支援B型事業は1.23倍以上を目指すこととする。
 - 令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
 - 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- ※令和2年度末において、令和2年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

■ 蔵王町の目標設定と現状

項目	人数	考え方
【基準値】 一般就労への移行者数 (A)	2人	令和元年度に福祉施設を退所し、 一般就労した者の総数
【基準値】 就労移行支援事業の 利用者(B)	2人	令和元年度に一般就労した者のうち、 就労移行支援事業を利用した者の数
【基準値】 就労継続支援A型事業 の利用者(C)	0人	令和元年度に一般就労した者のうち、 就労継続支援A型事業を利用した者の数
【基準値】 就労継続支援B型事業 の利用者(D)	0人	令和元年度に一般就労した者のうち、 就労継続支援B型事業を利用した者の数

項目	目標値	見込み	考え方
【目標値】 一般就労への移行者数	3人	2人	令和5年度末時点の一般就労への移行者数 (令和元年度の移行実績の1.27倍以上 ($A \times 1.27$ 以上))
	1.5倍	1.0倍	
【目標値】 就労移行支援事業の 一般就労への移行者数	3人	2人	令和5年度末時点の一般就労への移行者数 (令和元年度の移行実績の1.30倍以上 ($B \times 1.30$ 以上))
	1.5倍	1.0倍	

項目	目標値	見込み	考え方
【目標値】 就労継続支援A型事業 の一般就労への移行者 数	1人	1人	令和5年度末時点の一般就労への移 行者数(令和元年度の移行実績の 1.26倍以上(C×1.26以上))
	-倍	-倍	
【目標値】 就労継続支援B型事業 の一般就労への移行者 数	1人	1人	令和5年度末時点の一般就労への移 行者数(令和元年度の移行実績の 1.23倍以上(D×1.23以上))
	-倍	-倍	
【目標値】 一般就労に移行する者 のうち就労定着支援事 業の利用者	3人	2人	就労移行支援事業等を通じて一般就 労に移行する者のうち、7割が就労定 着支援事業を利用する(令和5年度)
	100%	100%	
【目標値】 就労定着率8割以上の 事業所の割合	70%		就労定着支援事業所のうち、就労定 着率が8割以上の事業所を全体の7 割以上とする(令和5年度)

6-2. 第2期障害児福祉計画の目標達成状況

第2期障害児福祉計画で定めた数値目標の達成状況については以下の通りです。

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

■ 国が示す基本的な考え方

- 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置であっても差し支えない。
- 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校(聴覚障がい)等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保であっても差し支えない。
- 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。市町村単独での設置が困難な場合には都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

■ 蔵王町の目標設定と現状

項目	目標値	見込み
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1か所以上	未設置
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる体制 の構築	令和5年度まで構築	未構築
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童 発達支援事業所及び放課後等デイサ ービス事業所の設置	児童発達支援事業所 1か所	未設置
	放課後等 デイサービス事業所 1か所	未設置
【目標値】 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等 の関係機関等が連携を図るための協 議の場の設置	設置済	設置済
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネ ーターの配置	1人	2人

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

障がいのある人が 自分らしく生活できる蔵王町

本計画の最上位計画である「第五次蔵王町長期総合計画」は、基本理念として「郷土愛の醸成」と「町民力の結集」、「結いの精神」、「助け合い」の4つを、まちの未来像として「ずっと愛にあふれるオンリーワンなまち・ぎおう」を掲げており、町民みんなが活躍して地域を活性化し、町への誇りと愛着を感じることができるまちづくりに取り組んでいます。加えて、「第五次蔵王町長期総合計画」の「後期基本計画」では保健・医療・福祉分野の基本方針として「健やかなまちづくり」を掲げ、子育て支援や健康づくりの推進、地域福祉の推進、障がいのある人や高齢者が安心して暮らせるまちづくり、地域医療の充実等を施策の柱として様々な施策を推進してきているところです。

また、福祉分野の上位計画である「蔵王町地域福祉計画」では、「みんなで共に創る、いきいきと安心して暮らせるまち」を基本理念として、子どもから高齢者まですべての町民がお互いを支え合い、住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けられるまちを目指して地域福祉の取組を推進しています。

これらの考え方を踏まえ、前計画では障がいのある人も障がいのない人も同じように普通の生活ができるノーマライゼーションの理念の実現(共生社会の実現)や障がいのある人を地域で包み込み、自分らしく生きることを支援する社会づくりに取り組んできました。

本計画においては、引き続きこれらの取組を推進していくとともに、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現も目指していくことから、基本理念は「障がいのある人が自分らしく生活できる蔵王町」を引き継いでいきます。

2. 基本的視点

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本的視点として、障がいのある人が社会の一員として、住み慣れた地域で自立し、誇りをもって生きることができる町づくりに向けて施策を推進します。

基本的視点1 社会の一員として生きることができるように

障がいの有無、種別、程度に関係なく、同じ町民として当たり前のことは当たり前のこととした生活ができる町にします。

基本的視点2 住み慣れた地域で自立して生きることができるように

障がいの有無、種別、程度に関係なく、自分らしい生き方を自ら選択、又は家族等と選択・決定して、家族や地域等に支えられながら、自立した生活ができる町にします。

基本的視点3 誇りをもって生きることができるように

障がいの有無、種別、程度に関係なく、障がいのある人もその家族も、誇りをもって生活することができる町にします。

3. 施策体系

障がいのある人が 自分らしく生活できる蔵王町

障 害 者 計 画	1. 地域生活を支える 体制づくり (保健・医療、 生活支援)	1-1. 保健事業の充実	
		1-2. 医療体制の充実	
		1-3. 生活支援の充実	
	2. 生きがいもてる 地域社会づくり (雇用・就労、 社会参加)	2-1. 障がいのある人の雇用の拡大に向けた普及・啓発	
		2-2. 就労支援体制の強化	
		2-3. 様々な活動への参加促進	
	3. 共に生きる 地域社会づくり (交流、差別の解消、 権利擁護の推進)	3-1. 障がいのある人への理解促進	
		3-2. ボランティア活動の推進	
		3-3. 地域ぐるみの支援体制の整備	
	4. 安心・安全な 環境づくり	4-1. 人にやさしいまちづくりの推進	
		4-2. 住まいの整備	
		4-3. 地域防災・安全対策の推進	
	障 害 福 祉 計 画	1. 令和8年度末 における成果目標	1-1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行
			1-2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
			1-3. 地域生活支援の充実
			1-4. 福祉施設から一般就労への移行等
1-5. 相談支援体制の充実・強化等			
1-6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築			
2. 障害福祉サービスの 充実		2-1. 障害福祉サービス等の体制強化	
		2-2. 訪問系サービス	
		2-3. 日中活動系サービス	

障害福祉計画（続き）	2. 障害福祉サービスの充実（続き）	2-4. 居住系サービス
		2-5. 指定相談支援サービス
		2-6. その他の障害福祉サービス
	3. 地域生活支援事業の充実	3-1. 障害者相談支援事業
		3-2. 自立支援協議会事業
		3-3. 成年後見制度利用支援事業
		3-4. 成年後見制度法人後見支援事業
		3-5. 理解促進研修・啓発事業
		3-6. 自発的活動支援事業
		3-7. 意思疎通支援事業
		3-8. 日常生活用具給付等事業
		3-9. 手話奉仕員等養成研修事業
		3-10. 移動支援事業
		3-11. 地域活動支援センター機能強化事業
		3-12. 日中一時支援事業
3-13. 訪問入浴サービス事業		
3-14. 自動車運転免許証取得費・自動車改造費助成事業		
障害児福祉計画	1. 令和8年度末における成果目標	1-1. 障がい児支援の提供体制の整備等
	2. 障がい児の保健・相談の充実	2-1. 妊婦健康診査の充実
		2-2. 乳幼児健康診査・相談の充実
		2-3. 早期療育指導の充実
	3. 障がい児保育・教育の充実	3-1. 障がい児福祉サービスの充実
		3-2. 子ども・子育て支援等における体制整備
		3-3. 障がい児の教育の充実

第4章 障害者計画

1. 地域生活を支える体制づくり(保健・医療、生活支援)

1-1. 保健事業の充実

(1)健康教育の推進

身体障がいの原因となる生活習慣病について、予防の重要性や生活習慣改善方法等、正しい知識の普及・啓発に努めます。生活習慣病の予防を目的とした「健康づくりセミナー」、特定健康診査の結果で指導が必要となった人の重度化予防のため、運動習慣が定着することを目的とした「ザ・王様の体育の時間(ウォーキングセミナー)」等の事業を行い、規則正しい生活習慣と食生活の啓発に取り組みます。加えて、運動に取り組みやすい環境整備や若年層に向けた健康診査の受診勧奨と健康づくりに関する知識の普及・啓発を推進します。

また、精神疾患の原因となるメンタルヘルスの不調について、正しい知識の普及・啓発に努めます。ストレスや不安の解消等について「こころの健康づくり講演会」を実施します。自死予防を目的とし、地域で悩んでいる人に気付き、声掛けや見守りを行うゲートキーパーを養成する研修会を今後も継続していくとともに、町内小中学校において自死予防対策事業を実施し援助希求力の向上を目指します。

(2)健康相談の充実

精神保健福祉相談(こころの相談)やもの忘れ相談を実施し、精神疾患や認知症の早期発見・重症化予防と社会復帰に向けた生活支援等に努めます。

身近な相談窓口として、住民への更なる周知を実施していきます。

(3)特定健康診査・保健指導の実施

「特定健康診査等実施計画」に基づき特定健康診査・保健指導を実施し、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療、重症化予防に取り組みます。

特定健康診査及び保健指導を受診しやすいよう開催場所や実施時間の検討等を行うとともに、効果的な受診勧奨を検討し、今後も受診率の向上を図ります。

1-2. 医療体制の充実

(1) 安心できる医療体制の確立

障がいのある人や家族と、主治医との信頼関係が築かれ、外来受診が困難な場合には、往診や訪問看護サービスが提供されている状況です。障がいのある人の緊急時の入院受入について、関係医療機関に協力を要請し、受入体制の拡充を図ります。

歯科医師会と連携し、歯科へ通院が困難な障がいのある人への診療支援として訪問口腔ケアの実施に努めます。

(2) リハビリテーション体制の整備

医療機関等と連携しながら、医学的なりハビリテーション基盤の確保に努めます。宮城県仙南保健福祉事務所、宮城県リハビリテーション支援センター等と連携しながら、自宅でできるリハビリテーションの教室や相談等を行います。

病院受診、訪問看護や通所支援等、その障がい者の身体及び生活状況に合わせてリハビリテーションが行えるように支援します。

(3) 心身障害者医療費の助成

重度の心身障がい者の適正な医療機会の確保及び心身障がい者の経済的負担の軽減を図るため、心身障がい者の医療費の一部を助成します。該当者については、手帳交付時に助成の申請ができるよう支援していきます。

(4) 難病患者への支援

難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減する等、適切な在宅支援を行うため、保健・医療・福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めます。障害福祉サービスや地域生活支援事業の制度の周知を行い、在宅生活を支援していきます。また、特定医療費(指定難病)受給者については、宮城県仙南保健福祉事務所での申請になるため、窓口において周知を行い、円滑な手続きにつながるよう配慮します。

(5) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等の依存症対策として、依存症に対する誤解及び偏見解消に向けた関係職員等への普及・啓発や、相談機関及び医療機関の周知と整備、自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援等に取り組み、地域の様々な関係機関等と連携して、依存症の人とその家族に対して支援を行います。

また、相談窓口の周知を図り、スムーズに必要な支援へつなげられるよう、関係機関等との連携強化に努めます。

1-3. 生活支援の充実

(1)障がい者(児)福祉サービスの充実

共生社会の実現に向けて、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とされる障害福祉サービスやその他の支援により、障がいのある人の自立と社会参加の実現を図れるよう、障がい者(児)福祉サービスの充実に努めます。具体的な取組としては以下の通りです。

在宅で生活ができるようにヘルパーが訪問する居宅介護サービスや、通所により日中の介護を行う生活介護サービスを提供します。また、一般企業等での就労が困難な場合には、就労移行支援や就労定着支援事業、就労継続支援(A型・B型)を利用し、日中活動の充実と経済的安定を図ります。

さらに、自宅での生活が一時的又は長期的に困難な場合には、短期入所、施設入所、グループホームの利用により、安全・安心な生活が過ごせるように支援します。加えて、強度行動障がいや高次脳機能障がいの人へ適切な支援ができるよう、専門的な人材育成等を通じた支援体制の整備に努めます。

年々増加する利用の状況を見極めながら、地域の社会資源を最大限に活用しつつ、必要なサービス提供体制の強化を図ります。

障がい児に関しては、ライフステージに沿って切れ目のない一貫した支援が提供できる体制構築に向けて、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携強化に努めます。また、放課後等デイサービスや児童発達支援、預かりの場等、その発達状況に応じて早期に教育・療養・リハビリテーションが行えるように保健師、教育関係者、サービス事業所等と連携して支援していきます。

将来にわたって安定的に障がい者(児)福祉サービスを提供できるよう障害福祉人材の確保・定着を図るため、専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、職員の処遇改善等の職場環境の改善やICT等の導入による事務負担の軽減及び業務効率化、障害福祉現場におけるハラスメント対策等について、関係機関等と連携して取り組んでいきます。

障がいのある人の適切な情報の取得・利用や意思疎通を推進するため、関係機関等と連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、当事者によるICTの活用等の促進に努めます。

国の指針を考慮しつつ、地域の実情に合ったより良い障がい者(児)福祉サービスを目指します。

(2)地域生活支援事業の充実

障がいのある人が地域で生活できるよう、障がいについて理解を深める研修会の実施や、日常生活に必要な用具の給付及び手話通訳者の派遣等を行います。移動支援事業、日中一時支援事業や訪問入浴サービス事業等については、利用者の状況に応じて、実施している事業所との調整を行います。

2. 生きがいもてる地域社会づくり(雇用・就労、社会参加)

2-1. 障がいのある人の雇用の拡大に向けた普及・啓発

(1) 法定雇用率の達成

障害者雇用率制度や助成金措置等の各種制度を周知し、法定雇用率未達成企業の解消を図ります。

本町においても国の定める法定雇用率の遵守に努めるとともに、職員の採用に当たっては障がい者枠での募集を会計年度任用職員にまで拡大する等、障がいのある人の職員の雇用について積極的に取り組みます。

(2) 各種制度等の普及・啓発

毎年9月の「障害者雇用支援月間」を中心に、障がいのある人の雇用の促進を図るための啓発活動を行います。

障がいのある人が一定期間、事業経営者のもとで生活し、職業訓練を受けて一般雇用を目指す職親制度の周知と普及に努めます。

なお、大河原公共職業安定所白石出張所(以下、「ハローワーク白石」とする。)において、企業や事業主に対して、特例子会社制度(企業が障がい者雇用に特別に配慮した子会社を設立し、雇用率制度を適用する制度)や各種助成制度の周知及び活用の促進を図ります。

2-2. 就労支援体制の強化

(1) 相談・助言体制の充実

ハローワーク白石や県南障害者就業・生活支援センター(以下、「コノコノ」とする。)と連携し、就労支援から就労後のフォローまで一貫した相談・助言体制の充実を図ります。

また、地域の実情として、就労しても長続きせず、転職を繰り返してしまう方が散見されるため、本人の特性にあった就労となるよう継続的な支援を行います。

(2) 関係機関等との連携による就労支援の充実

ハローワーク白石やコノコノと連携し、障がいのある人の雇用について事業主に働きかけ、就労の促進を図ります。トライアル雇用事業等を活用し、障がいのある人を一定期間、試行的に雇用する機会を提供して本格的な雇用に取り組むきっかけづくりを推進します。

自立支援協議会の労働部会を中心として、障がい者雇用に関するセミナーを定期的開催し、障がいのある人の就労を支援していきます。

(3) 障害者優先調達推進法の活用

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」(略称「障害者優先調達推進法」)の制定趣旨を踏まえ、町が策定した調達方針に基づき、障害者就労施設等で製造される物品等の優先的・積極的な購入等の推進により、就労する障がいのある人の経済的自立支援の促進を図ります(町内の就労継続支援B型事業所の製品を活用しています)。

2-3. 様々な活動への参加促進

特別支援学校等を卒業した後、学びや交流の場がなくなることに不安を抱えている人も多いことから、「特別支援教育の生涯学習化」に努めます。

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

宮城県・仙台市障害者スポーツ大会その他の各種スポーツ大会への障がいのある人の参加を促進します。

スポーツ指導員研修会へ関係者を派遣し、障がいのある人を対象としたスポーツ指導員の育成に努めます。

(2) 文化・芸術活動の推進

障がい者の日々の生活を彩り豊かなものとするためには、障がい者の文化・芸術活動の振興を図る等、障がい者等の社会参加や障がい者等に対する理解を促進していくことが重要です。このため、障がい者の文化・芸術活動の相談支援や人材育成、発表の機会、住民の参加機会の確保等、様々な文化・芸術活動や学習活動の取組を支援します。

手話通訳や要約筆記等のボランティアを派遣し、講演会や学習活動等に障がいのある人が参加しやすい環境づくりや、読書による文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、視覚障がい者等の読書環境の整備に努めます。

(3) 公共施設の利用促進

文化、スポーツ、観光施設について、障がいのある人や障害者スポーツ団体の施設利用への積極的支援を行います。

3. 共に生きる地域社会づくり(交流、差別の解消、権利擁護の推進)

3-1. 障がいのある人への理解促進

(1) イベント等を通じた取組の推進

啓発に関するチラシ等を作成するとともに、「障がい者週間」を中心とした理解・啓発活動を推進します。

地域の人々が障がいのある人への正しい理解と認識を深めることを目的に、多様な町民が参加・交流できるイベントを実施・支援します。

(2) 小中学校における福祉教育の推進

児童が社会福祉に対する理解と関心を深められるよう、教育委員会と連携し学校教育全体を通じて福祉教育の推進を図ります。

特別支援学級の児童との交流、町内の障害福祉サービス事業所や特別支援学校との交流事業を推進します。

(3) 障がいを理由とする差別の解消

「障害者差別解消法」に定められているように、障がいのある人が障がいを理由として差別を受けたり(不当な差別的な取扱い)、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたり(合理的配慮の不提供)することがないように、差別解消に向けて取り組みます。

「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する蔵王町職員対応要領」に基づき、プライバシーに十分配慮しつつ障がいの状況等を確認しながら障がい者の権利利益の尊重に努めます。

また、仙南地域自立支援協議会において、障害者差別解消地域支援会議を設置し、差別に関する相談や協議を行うとともに、状況によっては成年後見制度を活用し、障がい者の権利擁護を強力に推進していきます。

(4) 障がい者等に対する虐待の防止

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「障害者虐待防止法」という。)に基づき、障がいのある人の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐため、障害者虐待防止法の周知・啓発活動を行い、虐待の未然防止や早期発見に努めます。

虐待事案として対応が必要な場合には、障がい者の保護及び養護者の支援の充実のため、虐待防止センターや宮城県仙南保健福祉事務所、警察、ハローワーク、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、地域の民生委員、住民等による支援体制の整備を図っていきます。成年後見制度の活用についても、その必要性を検討していきます。

3-2. ボランティア活動の推進

(1) ボランティア養成講座の充実

訪問活動、相談、付き添い、点訳、手話、要約筆記等のボランティア養成講座の充実に向け、引き続き支援を行います。

仙南地域2市7町合同で、「入門課程」「基礎課程」「フォローアップ研修」の段階的な技術取得を目指した、手話奉仕員養成研修を継続実施します。

(2) NPO・ボランティア団体等の支援

NPO・ボランティア活動をより活性化するため、活動の場の提供や助成制度、ボランティアに関する講座等の情報提供等により活動を支援します。

ボランティア団体やボランティアをしたい人と、支援を必要とする障がいのある人等を結びつけるコーディネート機能の充実を図ります。

3-3. 地域ぐるみの支援体制の整備

(1) 地域福祉の推進

住民の参加と協働により福祉に関する施策を総合的、計画的に推進するため、平成30年度に地域福祉計画を策定しました。今後も引き続き、地域福祉計画に基づいて、地域の多様な主体との協働による地域福祉を推進していきます。

(2) 身体・知的障害者相談員の設置

障がいのある人やその家族が、地域において身近に相談ができる身体障害者相談員2名、知的障害者相談員1名を継続して設置します。

今後、定期的な相談会等、相談員の活動を検討していきます。

(3) 各団体間のネットワークの整備

地域で活動している福祉団体へ、交流の場(集いの場や情報交換の場等)の確保に努めるとともに、福祉団体等の活動や広報等の情報提供等を積極的に支援し情報の共有化を図り、各団体間のネットワーク化を促します。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活していけるよう、地域で障がいのある人を見守り、支援を行う体制のあり方について検討します。

(4) 当事者活動の育成・支援

障がいのある人同士が、共に悩みを相談したり、様々な活動に取り組んだりすることができるよう、当事者活動の育成・支援について検討します。

(5)障害者等交流サロン「ゆったりサロン」

障がい者等が自主活動を通じて社会的交流ができる場所をつくることで、自己尊重感を高め、生活適応能力の回復及び促進を図るとともに、地域生活の充実及び自立を図るための交流を行います。

4. 安心・安全な環境づくり

4-1. 人にやさしいまちづくりの推進

(1) 公共施設等の整備・改善

公共施設の身体障がい者用トイレやオストメイト用設備、手すり、スロープ等の設置・改善に努めます。また、身体障がい者用駐車場の確保を推進します。

(2) 道路・交通安全施設の整備

障がいのある人や高齢者等に配慮し、すべての町民が安心して使える交通安全施設の整備、安全な道路交通環境を築くための道路改良工事、信号機の新設、道路照明灯等の整備を推進します。

(3) 移動環境の整備

身体障害者手帳又は療育手帳を所持する人を対象に、タクシー料金の割引、JR等運賃の割引、路線バス運賃の割引、高速道路割引等の制度が活用できるように周知します。

また、町独自事業として、精神障害者保健福祉手帳を所持する人に対するタクシー利用料の助成のほか、人工透析のために頻繁に病院を受診する障がいのある人への通院交通費助成を継続して行います。

4-2. 住まいの整備

(1) 公営住宅のバリアフリー化

高齢者や障がいのある人の入居に配慮し、公営住宅の建設に際しては、バリアフリー設計を進め、生活しやすい環境へ改善を図っていきます。

(2) 住宅改修の支援

下肢及び体幹機能に重度の障がいのある人が住宅改修を行う場合に、経済的負担を軽減するための地域生活支援事業・日常生活用具給付事業の周知と利用促進を図ります。

(3) グループホーム等の確保

障がいのある人の暮らしを支援するとともに、障害者支援施設を退所又は退院して地域において生活できるように、十分なグループホーム等の確保に努めます。

社会福祉法人等がグループホームを設置する際、障がいのある人の特性や個別支援の重要性について理解を求めます。

4-3. 地域防災・安全対策の推進

(1)防犯対策の充実

警察と地域住民、ボランティア組織との連携により、犯罪抑止につながる地域環境の整備を推進します。

(2)防災意識の向上

講習会や防災訓練を通じて、障がいのある人を含めた地域住民の防災意識の向上を図ります。

また、防災に関するパンフレットの作成・配布や避難誘導表示の設置を引き続き実施するとともに、障がいのある人にも配慮した防災教育の実施を検討します。

(3)緊急時における避難支援体制の整備

福祉に関するアンケートの結果において「災害時にひとりで避難できない」という意見が少なからずあることから、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や援助、避難誘導等について、自治会や町内会等と連携し地域社会全体で要支援者を支援するための体制整備に努めます。

個人情報保護に留意し、災害時要支援者台帳を活用し、地区を担当する行政区長や民生児童委員、警察署、消防署等と連携し、支援を行っていきます。緊急時や災害時に障がいのある人が支援を求められるように、ヘルプマークや支援の必要な事項を明記したヘルプカードの作成及び利用の普及・啓発を図ります。

消防署と連携し、主に聴覚に障がいがある人を対象とした、災害情報の伝達のための体制の整備を推進します。

また、大災害時にはストーマ装具の不足が想定されることから、宮城県ストーマケア災害対策委員会が作成した災害対策マニュアルの配布を行い、災害時の対応を周知します。

電気の必要な医療機器は、大規模停電の際に使えなくなることが想定されます。病状に影響するので、主治医及び総合病院と災害時の連携を検討するとともに、在宅酸素利用者等にとっては個別の避難支援計画策定を検討します。

第5章 障害福祉計画

1. 令和8年度末における成果目標

1-1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

■国が示す基本的な考え方

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。
 - 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。
- ※令和5年度末において、令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

■蔵王町の目標設定

項目	人数	考え方
【基準値】 入所者数(A)	16人	令和4年度末時点入所者数

項目	目標値	考え方
【目標値】 地域生活移行者数(B)	1人	入所施設からグループホーム等への地域移行見込み者数
	6.25%	移行割合(B/A)
【目標値】 施設入所者数の削減数(C)	1人	令和8年度末段階での削減見込み者数
	6.25%	削減割合(C/A)

1-2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度における精神障がい者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
 - 国が設定する式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。
 - 精神病床について、令和8年度における入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院後6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91.0%以上とすることを基本とする。
- ※上記の成果目標は、都道府県のみが対象

1-3. 地域生活支援の充実

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までに各市町村において地域生活支援拠点等を整備(複数市町村による共同整備を含む)するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。
- 令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする

■蔵王町の目標設定

項目	目標値
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備	整備済
【目標値】 効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築済
【目標値】 地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上
【目標値】 強度行動障害を有する人に関する支援ニーズの把握及び支援体制の整備	令和8年度末までに整備

1-4. 福祉施設から一般就労への移行等

■国が示す基本的な考え方

- 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。
- 就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業について、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。目標値は、令和3年度の一般就労への移行実績に対して、就労移行支援事業は1.31倍以上とすることを基本とし、就労継続支援A型事業は1.29倍以上、就労継続支援B型事業は1.28倍以上を目指すこととする。
- 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。
- 就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率(過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合)の目標値を設定する。目標値は、令和3年度就労定着率に対して、就労定着支援事業の利用者は1.41倍以上を基本とする。また、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。
- 都道府県等が就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。

※令和5年度末において、令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は未達成割合を加える。

■蔵王町の目標設定

項目	人数等	考え方
【基準値】 一般就労への移行者数 (A)	0人	令和3年度に福祉施設を退所し、 一般就労した者の総数
【基準値】 就労移行支援事業の 利用者(B)	0人	令和3年度に一般就労した者のうち、 就労移行支援事業を利用した者の数
【基準値】 就労継続支援A型事業 の利用者(C)	0人	令和3年度に一般就労した者のうち、 就労継続支援A型事業を利用した者の 数
【基準値】 就労継続支援B型事業 の利用者(D)	0人	令和3年度に一般就労した者のうち、 就労継続支援B型事業を利用した者の 数

項目	人数等	考え方
【基準値】 就労定着支援事業の 利用者の就労定着率 (E)	100.0%	就労定着支援事業利用者の 令和3年度の就労定着率

項目	目標値	考え方
【目標値】 一般就労への移行者数	1人	令和8年度中の一般就労への移行者数 (令和3年度の移行実績の 1.28 倍以上(A×1.28 以上))
	-倍	
【目標値】 就労移行支援事業の 一般就労への移行者数	1人	令和8年度中の一般就労への移行者数 (令和3年度の移行実績の 1.31 倍以上(B×1.31 以上))
	-倍	
【目標値】 就労継続支援A型事業の 一般就労への移行者数	1人	令和8年度中の一般就労への移行者数 (令和3年度の移行実績の 1.29 倍以上(C×1.29 以上))
	-倍	
【目標値】 就労継続支援B型事業の 一般就労への移行者数	1人	令和8年度中の一般就労への移行者数 (令和3年度の移行実績の 1.28 倍以上(D×1.28 以上))
	-倍	
【目標値】 一般就労へ移行した者の 割合が5割以上の事業所 の割合	50%以上	就労移行支援事業所のうち、事業利用 終了者に占める一般就労へ移行した者 の割合が5割以上の事業所の割合
【目標値】 就労定着支援事業の 利用者の就労定着率	100.0%	就労定着支援事業の利用者の令和8年 度の就労定着率(令和3年度の就労定 着率の 1.41 倍以上(E×1.41 以上))
	-倍	
【目標値】 就労定着率が7割以上の 事業所の割合	25%以上	就労定着支援事業所のうち、就労定着 率が7割以上の事業所の割合

1-5. 相談支援体制の充実・強化等

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までに、各市町村において総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置を含む)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
- 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。

■蔵王町の目標設定

項目	目標値
【目標値】 基幹相談支援センターの設置	設置済
【目標値】 基幹相談支援センターの相談支援体制強化の体制確保	確保済
【目標値】 協議会での地域サービス基盤の開発・改善の取組の実施及び体制確保	実施済・確保済

1-6. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

■蔵王町の目標設定

項目	目標値
【目標値】 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制の構築	令和8年度末までに構築

2. 障害福祉サービスの充実

2-1. 障害福祉サービス等の体制強化

(1) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を通じた重層的な連携による支援体制の構築に努めるとともに、精神障がいのある人の地域生活への移行と移行後の支援の充実に努めます。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉 関係者による協議の場	開催回数	回	2	2	2
	参加者数	人	24	24	24
	評価の実施	回	2	2	2
精神障がい者の地域移行支援		人	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援		人	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助		人	7	8	8
精神障がい者の自立生活援助		人	0	0	0
精神障がい者の自立訓練(生活訓練)		人	1	1	1

(2) 相談支援体制の充実・強化等

障がいの種別等に関わらず、多様なニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施体制の構築及び障がいのある人やその家族が抱える複合的な課題を捉えて家族も含めた包括的な支援につながるよう行政及び関係機関等との連携強化に努めます。また、地域の相談支援体制の強化として、相談支援業者への指導や助言、人材育成支援、連携の強化等に取り組みます。

さらに、地域生活支援拠点を整備し、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援の機能をもつ場所や体制を整え、相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成を推進し、障がい者の生活を支えるサービス提供体制の構築を目指します。

加えて、相談支援を中心とした、学校からの卒業や就職、親元からの自立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的な継続的支援や、多様な相談に対する他機関協働の中核機能・継続的な支援を行う伴走支援機能等を備えた相談支援、これらと合わせた就労支援・居住支援等の多様な社会参加に向けた支援、ケアし支え合う関係性を広げて交流等の機会を生み出すコーディネート機能等を備えた支援等についても実施を検討します。

■ 計画期間中の見込み量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合的・専門的な相談支援	実施の有無	有	有	有
地域生活支援拠点の利用	回	30	30	30

(3) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

障がいのある人やその家族等が必要とする障害福祉サービスを適切に提供するためには、障害者総合支援法等の具体的内容の理解や障害福祉サービスの提供・利用状況等の把握に努めることが求められるため、町職員の研修参加を促進し、資質の向上を図ります。

また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果について分析し、事業所や関係自治体等と共有することで、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

■ 計画期間中の見込み量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修等への町職員の参加者	人	1	1	1
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	体制の有無	無	無	有
	回	0	0	1

(4) 多様な就労支援の展開

障がいのある人への就労支援として、大学等に在学中の学生を対象とした専門的な就労支援の早期利用や、高齢者の多様なニーズに対応するため就労継続支援B型事業による支援及び適切なサービス等へつなぐ体制の構築、就労継続支援事業等における農福連携の取組等について、検討を進めていきます。

2-2. 訪問系サービス

(1)居宅介護(ホームヘルプ)

日常生活に支障のある身体・知的・精神の障がいのある人、障がいのある児童を対象に、居宅において入浴、排せつ、食事の介護や家事支援等を行います。

■計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護(ホームヘルプ)	利用者数	人/月	11	12	13
	利用時間	時間/年	1,150	1,255	1,360

(2)重度訪問介護

重度の肢体不自由者(身体)又は重度の知的障がい若しくは精神障がいで、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。

■計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	利用者数	人/月	1	1	1
	利用時間	時間/年	150	150	150

(3)行動援護

重度の知的・精神の障がいのある人、障がいのある児童が行動するときに、自傷、異食、徘徊等による危険を回避するために外出支援等を行います。サービス提供のできる事業所を確保の上で、対象者へサービスを紹介します。

■計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間	時間/年	0	0	0

(4)同行援護

移動に著しい困難のある視覚障がいのある人を対象に、外出時における移動の援護や、移動に必要な情報提供を行います。サービス提供のできる事業所を確保の上で、対象者へサービスを紹介します。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間	時間/年	0	0	0

(5) 重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人を対象に、事業者が「サービス等利用計画」に基づいて、居宅介護（ホームヘルプ）等の複数のサービスを包括的に提供します。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	利用者数	人/月	0	0	0
	利用時間	時間/年	0	0	0

2-3. 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護を必要とする人に、障害者支援施設等で、入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会提供を行います。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護 (括弧内は重度障がい者)	利用者数	人/月	38(1)	40(1)	42(1)
	利用日数	人日/月	760(8)	800(8)	840(8)

(2) 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上に必要なリハビリテーションや生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

町内の生活訓練事業所への紹介も含め、必要なサービスが利用できるように支援します。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	利用者数	人/月	0	0	0
	利用日数	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	利用者数	人/月	3	3	3
	利用日数	人日/月	60	60	60

(3)就労選択支援

就労系サービスの利用意向がある人を対象として、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。令和7年10月より実施されます。

■計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	利用者数	人/月	－	1	2

(4)就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労や生活の自立のために必要な訓練を行います。職場実習や職場探し等の支援を行います。

一般就労を目標としている障がいのある人に対して、サービス利用を広く周知していきます。

■計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用者数	人/月	3	4	5
	利用日数	人日/月	40	53	66

(5)就労継続支援(A型・B型)

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援事業所では、自分のペースに合わせて仕事ができるよう支援するので、今後も利用者が増えることが予想されます。それぞれの障がいに合った仕事ができるよう、相談支援事業所や就労支援事業所と連携しながら支援していきます。

①A型（雇成型）

利用者と事業者が雇用関係を結び一定の賃金水準（宮城県の最低賃金）のもとで、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

②B型（非雇成型）

能力に合わせた仕事内容と支援のもとでの継続した就労の機会を提供します。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(A型)	利用者数	人/月	4	4	4
	利用日数	人日/月	92	92	92
就労継続支援(B型)	利用者数	人/月	43	43	43
	利用日数	人日/月	817	817	817

(6) 就労定着支援

就労移行支援の利用を経て一般就労へ移行した人を対象に、企業・自宅等への訪問等により、生活リズム、家計や体調の管理等に関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用者数	人/月	2	2	2

(7) 療養介護

医療を要する障がいにより常時介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用者数	人/月	1	1	1

(8) 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護している人が病気等の理由で、一時的に介護できない場合に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

緊急時にショートステイが利用できるように、地域生活支援拠点事業を活用しながら見学や体験を勧めていきます。医療的ケアが必要な障がい者(児)の利用できる事業所の確保に努めていきます。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(福祉型) (括弧内は重度障がい者)	利用者数	人/月	6(1)	7(1)	8(1)
	利用日数	人日/月	72(7)	84(7)	96(7)

2-4. 居住系サービス

(1) 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人を対象に、定期的に利用者の居宅を訪問し、日常生活の課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化等について確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数	人/月	0	0	0

(2) 共同生活援助(グループホーム)

身体・知的・精神の障がいのある人を対象に、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

地域での自立生活を希望する対象者に対して、一定期間の体験型グループホームの利用を通して、自立生活への支援を行います。

親亡き後に独居が困難な障がいのある人の支援としてグループホームの確保や、重度化・高齢化した場合でも地域生活の継続や施設からの移行促進につなげられる常時の支援体制の確保等が必要となることから、近隣市町と連携した地域生活支援拠点等の機能の充実について検討していきます。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (括弧内は重度障がい者)	利用者数	人/月	6(0)	7(0)	8(0)
地域生活支援拠点等	設置数	か所	1	1	1
	検討の回数	回	4	4	4
地域生活支援拠点等の コーディネーター	配置数	人	1	1	1

(3)施設入所支援

夜間に介護を必要とする身体・知的・精神の障がいのある人を対象に、障害者支援施設において夜間における居住の場を提供します。

入所支援が必要と思われる障がい者に対して、障がい特性に合う施設に入所できるよう、見学や体験利用(短期入所)から支援していきます。

■計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用者数	人/月	16	16	16

2-5. 指定相談支援サービス

(1)計画相談支援(サービス等利用計画作成)

必要な障害福祉サービスを利用することができるように生活実態を明らかにし、利用計画を作成し、サービス事業所との連絡や調整を行います。また、現在障害福祉サービスを利用されている人のモニタリングを定期的に行い、適正なサービス利用を図ります。

特定相談支援事業所に対しては、役割の明確化を図り、サービスがスムーズに利用できるようにモニタリングの実施を働きかけるとともに、人材の育成や個別事例における専門的な指導や助言を行う等の支援に努めます。

■計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数	人	24	26	28

(2)地域移行支援

施設や病院に長期入所等をしている人が、地域生活に移行できるよう住居の確保や障害福祉サービス事業所の見学、グループホームの体験ステイを行い、安定した生活ができるように支援を行います。

仙南地域においても、グループホーム等地域で生活できる体制を構築できるように検討します。

■計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	利用者数	人	1	1	1

(3)地域定着支援

施設や病院に長期入所等をしていた人が、地域生活に移行後、安心して地域生活を継続できるよう連絡、相談等の支援を行います。

■計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	利用者数	人	1	1	1

2-6. その他の障害福祉サービス

(1)補装具費の支給

身体機能を補い、就労や日常生活の能率向上を図ることを目的に継続して使用される補装具(義肢、装具、車いす等)の購入費や修理費についての給付を行います。

宮城県リハビリテーション支援センターや補装具業者と連携しながら、必要とされる障がい者・児への支給を行います。

引き続き、制度の周知に努め、補装具が適切な状態で使用されるよう図ります。

(2)自立支援医療

身体に障がいのある人の更生のための医療(更生医療)、精神に障がいのある人の通院医療(精神障害者通院医療)の医療費の給付を宮城県リハビリテーション支援センターや宮城県精神保健福祉センターと連携して行います。

精神障害者通院医療受給者は年々増加しています。必要な人への制度利用の支援を行います。

引き続き周知に努め、制度が適切に活用されるよう取り組みます。

(3)療養介護医療

医療を必要とし、常時介護を必要とする身体の障がいのある人に、医療施設において療養介護医療の提供を行います。

3. 地域生活支援事業の充実

3-1. 障害者相談支援事業

障がいのある人やその保護者等の相談に応じ、必要な情報等を提供することや権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

基幹相談支援センターとの連携を図り、困難事例や緊急対応、相談支援の従事者に対する相談・助言・指導、虐待の防止や差別解消、住宅入居等の支援を行う等、事業の充実に努めていきます。

■ 計画期間中の実施方針

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	設置数	か所	1	1	1
	利用者数	人	5	5	5
基幹相談支援センターの設置		か所	1	1	1
基幹相談支援センター等機能強化事業		実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センターの各種取組	相談支援事業者への専門的な指導・助言	件	60	60	60
	相談支援事業者への人材育成の支援件数	件	36	36	36
	相談機関との連携強化の取組回数	回	36	36	36
	個別事例の支援内容の検証回数	回	3	3	3
	主任相談支援専門員の配置数	人	1	1	1
住宅入居等支援事業		実施の有無	無	無	有

3-2. 自立支援協議会事業

仙南広域圏で設置している自立支援協議会において、相談事業の評価や困難事例への対応等に係る協議・調整を行います。

くらし支援部会においては、地域生活支援拠点整備事業の促進、生活支援や権利擁護について研修会等を開催します。労働部会では、障がいのある人の就労支援に関して、一般企業への障がい者雇用推進や就労系サービスの充実等を検討します。相談支援部会では、障害福祉サービスの適正な利用のため、事例検討や情報交換、研修等を行います。こども支援部会では児童発達支援センターの設置等、児童療育支援体制の整備について検討します。

■ 計画期間中の実施方針

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立支援協議会事業		か所	1	1	1
協議会における 相談支援事業所の 参画による事例検討	実施回数	回	3	3	3
	参加事業者 ・機関数	事業所等	15	15	15
協議会の専門部会	設置数	件	1	1	1
	実施回数	回	5	5	5

3-3. 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要な知的・精神の障がいのある人に対して、申立等に関する支援を行い、権利擁護を図ります。また、金銭管理が難しい障がいのある人に、日常生活自立支援事業(まもり一歩)や財産管理サポート等の制度の周知及び利用支援を行います。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	利用者数	人/年	4	5	5

3-4. 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等を適切に行うことができる法人を確保できる体制の整備として、法人後見実施のための研修や法人後見を安定的に実施するための組織体制の構築等を行います。市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ります。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会の実施		回/年	1	1	1

3-5. 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等への理解を深めるため、講演会の開催、障害福祉サービス事業所への訪問、広報活動等を行います。小中学生等を対象とする研修会も検討します。

■ 計画期間中の見込み量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会の実施	回/年	1	1	1

3-6. 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有し情報交換のできる交流活動や、災害対策活動、見守り活動等への支援を行います。

災害時の見守りや支援体制の整備を図る研修会の開催を検討します。

■ 計画期間中の見込み量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研修会等の開催	回/年	43	43	43

3-7. 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に、必要に応じて手話通訳者、要約筆記者の派遣やタブレット端末を使用した遠隔手話等を「宮城県聴覚障害者協会」と連携し行います。

障がい特性に配慮した意思疎通支援のニーズを把握するとともに、必要となる意思疎通支援者の養成・資質向上及び事業実施の体制づくり等について検討します。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者 派遣事業	通訳者数	人	1	1	1
	派遣件数	件/年	20	20	20

3-8. 日常生活用具給付等事業

重度の身体・知的・精神の障がいのある人、障がいのある児童、難病患者等を対象に、日常生活上の便宜を図るため、自立生活支援用具等を給付します。

用具の種類や単価の見直しを行い、個々の障がい程度に合わせて必要な支援用具を給付できるように検討します。

■ 計画期間中の見込み量

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件／年	1	1	1
自立生活支援用具	件／年	1	1	1
在宅療養等支援用具	件／年	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	件／年	1	1	1
排せつ管理支援用具	件／年	370	370	370
住宅改修	件／年	1	1	1

3-9. 手話奉仕員等養成研修事業

聴覚及び音声・言語機能に障がいのある人及び障がいのある児童のコミュニケーション支援のための手話奉仕員等の養成研修を近隣市町と合同で行います。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員等養成研修事業	修了者数	人／年	7	8	9

3-10. 移動支援事業

屋外での移動に困難がある身体・知的・精神の障がいのある人や障がいのある児童を対象に、外出ヘルパーによる移動支援を「白石陽光園」「蔵王町社会福祉協議会」等と連携し実施します。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数	人／月	3	3	3
	利用時間	時間／年	220	220	220

3-11. 地域活動支援センター機能強化事業

地域活動支援センターの基本事業として、障がいのある人に対し、通所により創作的活動や生産活動の機会を提供するほか、社会との交流の促進等により、福祉施設や関係機関と連携し、障がいのある人への地域生活支援に努めます。

利用者数が少なく地域活動支援センターに該当しないため、町が独自に社会参加促進や居場所づくりを目的にした「ゆったりサロン」事業を充実させていきます。利用者が増加した場合には、地域活動支援センターとして運営します。

■ 計画期間中の実施方針

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター	設置数	か所	0	0	1
	利用者数	人	0	0	5

3-12. 日中一時支援事業

日中において介護者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がいのある人や障がいのある児童を対象に、日中における活動の場を「地域生活援助センターポレポレ」「あいのはな」「南桜」等と連携し、提供していきます。

令和5年度から委託事業所が増えたため、今後の利用者増加が見込まれます。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	利用者数	人／月	10	10	10
	利用時間	時間／年	1,680	1,680	1,680

3-13. 訪問入浴サービス事業

生活介護等の障害福祉サービスを利用して入浴をすることが困難な重度の障がいのある人や児童を対象に、自宅において訪問入浴サービスを行います。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	利用者数	人／月	1	1	1
	利用時間	時間／月	144	144	144

3-14. 自動車運転免許証取得費・自動車改造費助成事業

自動車運転免許証を取得する際にかかった費用や、身体に重度の障がいのある人が運転する自動車の改造にかかる費用の一部を助成し、社会参加を促進します。

広報等を通して、助成対象者への制度周知を行います。

第6章 障害児福祉計画

1. 令和8年度末における成果目標

1-1. 障がい児支援の提供体制の整備等

■ 国が示す基本的な考え方

- 令和8年度末までに児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置でもよい)
- 令和8年度末までに児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用して、障がい児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進するための体制を構築することを基本とする。
- 都道府県は難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定するとともに、令和8年度末までに児童発達支援センター、特別支援学校(難聴障害)等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めることを基本とする。
- 令和8年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合は圏域での設置でもよい)
- 令和8年度末までに各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。(市町村単独での設置が困難な場合は、都道府県が関与した上での、圏域での設置でもよい)
- 令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

■ 蔵王町の目標設定

項目	目標値
【目標値】 児童発達支援センターの設置	令和8年度末までに 圏域での設置を検討
【目標値】 児童発達支援センター等による障がい児の地域 社会への参加・包容を推進するための体制構築	令和8年度末までに 圏域での構築を検討
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援事業所の確保	令和8年度末までに 圏域での確保を検討
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	令和8年度末までに確保
【目標値】 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関 等が連携を図るための協議の場の設置	設置済
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済

2. 障がい児の保健・相談の充実

2-1. 妊婦健康診査の充実

医療機関に委託して妊婦健康診査を実施し、妊娠中の異常の早期発見と予防、妊婦の健康管理、低出生体重児の予防等に努めます。妊婦の健康診査の経済的負担を軽減し、受診しやすくするため、無料受診券の配布を継続して実施します。

国が示す母子健康包括支援センター(通称:子育て世代包括支援センター)を活用し、産前・産後サポート事業や支援プランの作成等、切れ目のない支援体制の構築に努めます。

2-2. 乳幼児健康診査・相談の充実

乳幼児の月齢に合わせた健康診査や相談を実施し、発育・発達等の乳幼児の健康状態の確認や異常の早期発見に努めており、引き続き、すべての乳幼児が健康診査を受診できるよう取り組みます。

2歳半健康診査の際に発達の遅れのみられる子どもや育児不安のある母親に対して、きつづくらぶ等での個別の支援の機会をつくります。

乳幼児健康診査については、すべての乳幼児の受診ができるよう取り組みます。未受診児については、家庭訪問や保育所入所児であれば保育所への訪問を行い、発達状況等の把握を行います。

子育て相談の中核となる子育て支援センターでは、ふれあい広場や地区児童館において、子育て相談をしやすい体制を整えています。保健師・栄養士・保育士・助産師への相談ができる子育てほっとカフェ(育児相談教室)や、0歳～3歳年齢別クラスによる親子教室等を実施し、育児のヒントを伝えたり母親の育児相談に引き続き応じます。

2-3. 早期療育指導の充実

発達が気になる乳幼児や育児不安を抱える母親に対して、子育て支援センターでの相談やきつずくらぶにおいて、その子の発達や特徴に合わせた関わりについてアドバイスをしながら、発達の経過を確認していきます。

主治医や保健師、保育士等が連携し、早期療育指導の充実に努めます。また、発達の気になる子どもの親でつくるひまわりの会の活動をサポートします。

今後に向けては、発達障がい者及びその家族への支援として、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解することや適切な対応ができるようペアレントプログラム等の実施を検討します。加えて、発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等の確保に努めます。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニング等の支援プログラム等	受講者数	人	0	0	2
	実施者数	人	0	0	1
ペアレントメンター	配置数	人	0	0	1
ピアサポート活動	参加者数	人	8	9	10

3. 障がい児保育・教育の充実

3-1. 障がい児福祉サービスの充実

(1) 児童発達支援

指定児童発達支援事業所において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能に関する訓練、集団生活への適応訓練等を行います。

早期療育は発達を促すこととなるため、対象と思われる児童の保護者との相談、サービス利用の説明を行うとともに、庁内関係各課や関係機関等との連携強化に取り組みます。

また、重症心身障害児及び医療的ケア児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、ニーズ等の把握や支援体制の充実を図ります。加えて、関係機関と連携を図り、児童のライフステージに沿った切れ目のない一環した支援を提供できる体制の構築やすべての児童が共に成長できるよう地域社会への参加や包容(インクルージョン)の推進等について検討します。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数	人	3	3	3
	利用日数	人日/月	16	16	16
医療型児童発達支援	利用者数	人	0	0	1
	利用日数	人日/月	0	0	5
医療的ケア児に対する支援を調整するコーディネーター	配置数	人	2	2	2

(2) 放課後等デイサービス

学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障がいのある児童について、授業の終了後又は休業日に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行います。なお、町内にサービス事業所が新設されたことから利用者が増加しているため、利用を希望する人の相談やサービス調整を円滑に行える体制づくりに努めます。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	利用者数	人	16	16	16
	利用日数	人日/月	14	14	14

(3) 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある児童について、保育所等を訪問し、集団生活への適応のための教育相談も含めた臨床心理士等の専門的な支援を行います。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用者数	人	0	0	1
	利用日数	人日/月	0	0	3

(4) 居宅訪問型児童発達支援

医療の提供が必要な障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導や知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数	人	0	0	1
	利用日数	人日/月	0	0	3

(5) 障害児相談支援

障害児通所支援サービスを利用する際に、障がい児及びその保護者からの聞き取り等を行い、障がい児の心身の状況やその置かれている環境、利用に関する意向等をまとめ「サービス等利用計画」を作成します。

■ 計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数	人	10	10	10

(6)障害児入所施設

障がいのある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行います(福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに合わせて治療を行う「医療型」があります)。

また、専門的機能の強化や虐待への対応等を含め、様々なニーズへ家庭的な環境で支援を行う観点から、ケア単位の小規模化を推進します。さらに、施設が地域に開かれたものとなるよう努めます。加えて、入所している児童が18歳以降も適切な場所で適切な支援が受けられるよう、県や学校、相談支援事業所、障害福祉サービス提供事業所等の参画する協議の場において、適切な時期に必要な協議が行われる体制の整備を図ります。

■計画期間中の見込み量

		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉型障害児入所施設	利用者数	人	0	0	0
医療型障害児入所施設	利用者数	人	1	1	1

3-2. 子ども・子育て支援等における体制整備

障がい児や発達気になる児童が地域において保育や幼児教育を受けられるよう、町立保育所・幼稚園では保育士等の加配により支援をします。

3-3. 障がい児の教育の充実

(1)教育相談の充実

乳幼児期の状況を把握している保健師、幼稚園教諭及び保育士に加え、児童相談所や支援学校等と連携しながら、障がいのある児童一人ひとりに適切な教育の場が提供できるよう、就学進路相談会等の充実を図ります。

また、スクールソーシャルワーカーとの連携により、障がい児と障がい児を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の橋渡しを行う等、障がい児が抱えている悩みや、様々な問題の解決に向けての支援を行います。

(2)就学支援・相談体制の充実

特別支援教育推進委員会を開催し、障がいのある児童に対して、適切な就学支援と将来の就労も含めた一貫した相談支援体制を構築します。

『すこやかファイル』を小学校入学時に全児童に配布し、子どもの成長を家庭でも記録していきます。

就学進路相談等を開催し、相談体制の充実を図ります。

(3)特別支援教育の推進

身体・知的障がいをはじめ、学習障がい(LD)、注意欠陥・多動性障がい(ADHD)、高機能自閉症、軽度発達障がいのある児童が適切な支援を受けられるように特別支援教育の推進を図ります。

障がいのある児童の個々の状態に応じたきめ細やかな特別支援教育を充実するため、各小中学校、幼稚園及び保育所に特別支援教育コーディネーターを配置します。

(4)教職員の資質向上

教育委員会等の関係機関と連携し、各小中学校、幼稚園及び保育所の特別支援教育コーディネーターや支援員等を対象とする研修会を開催し、様々な障がいについての理解の促進と資質向上に努めます。

(5)進路指導体制の充実

特別支援教育推進委員会を実施し、障がいのある児童・生徒の状況に適した進路指導が行えるよう、各関係機関の連携を強化します。

就職に関しては、在学中から実習を行い、障害福祉サービス利用や企業等へのスムーズな移行ができるよう、関係機関や企業等との連携を強化します。特に、支援学校卒業後に障害福祉サービスの就労継続支援B型事業所の利用を希望する生徒に関しては、在学中より、支援学校、就労移行支援事業所及び相談支援事業所等の関係機関との連携により就労アセスメントを実施し、生徒の能力に合った就労の場の確認を行います。この就労アセスメントにより、就労継続支援B型事業所利用が適当と判断されることで、卒業後の障害福祉サービスの利用がスムーズになります。

(6)学校施設のバリアフリー化

障がいのある児童が支障なく学校生活を送ることができるよう、障がいの特性に配慮した学校施設のバリアフリー化に努めます。

障がいのある児童・生徒の入学が決定した段階で、教育委員会と連携し、障がいに対応した施設の改築を行います。

第7章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

1-1. 庁内推進体制の確立

本計画の円滑な推進に向けて、所管課である保健福祉課を中心として、保健・医療・福祉だけでなく、教育、文化・芸術、雇用等も含めた関係各課による庁内の推進体制を確立し、既存施設の効果的な利用とサービスの充実に努めます。

1-2. 国・県・近隣市町村との連携

本計画に定めた各種事業の推進に当たっては、国・県・近隣市町村との連携を図り、仙南広域圏で協議を進めながら総合的な施策の推進に取り組みます。

1-3. 当事者団体等との連携

本計画における施策の推進に当たっては、各当事者団体や障がいのある人々の意見に配慮しながら推進していきます。

1-4. 地域との連携及び障がい者理解を深めるための啓発

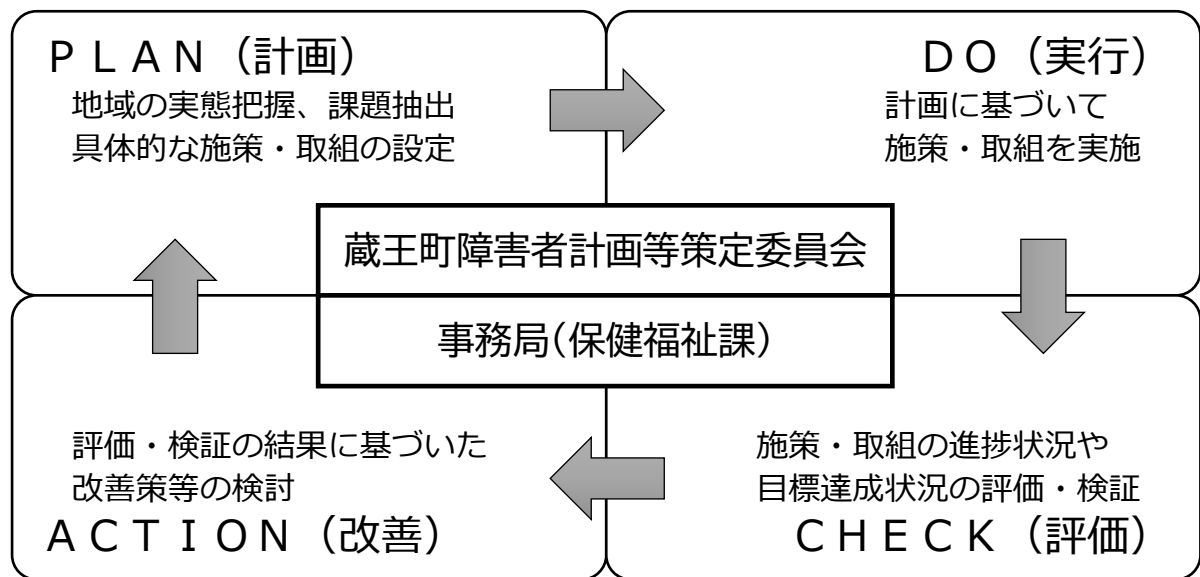
本計画を推進するに当たっては、地域住民の人々の協力や支援が必要であることから、地域の住民や企業、教育機関、医療機関等に対して障がいに対する正しい知識の普及に努めて理解促進を図るとともに、地域ぐるみでお互いを支え合う共生社会の実現を目指します。

2. 計画の進捗管理

2-1. 計画の進捗管理と評価

本計画を円滑に推進していくため、計画の進捗状況等を総合的に取りまとめるとともに、新たな課題への対応、事業評価等を推進していくことが求められます。

本計画では、学識経験者や福祉関係団体の代表者、福祉行政関係者等で構成される「蔵王町障害者計画等策定委員会」において、定期的に本計画の進捗状況についてPDC Aサイクルに基づいた点検・評価を行い、関係機関との連携のもと必要な調整を行います。



2-2. 見込み量確保の方策

障害福祉サービスについては、希望する利用者の把握と、提供するサービスの周知に努めるとともに、仙南広域圏での調整によりサービスの充実を図ります。

また、今後の高齢化の進行等を踏まえ、障がいのある人の重度化・高齢化へ対応し、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していけるよう、県が実施する相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修、居宅介護従事者養成研修等への関係者の参加を促すとともに、多職種間の連携強化や障がい福祉の現場の魅力向上等に努め、サービスの質の向上及び担い手の養成を図ります。

地域生活支援事業については、既存サービスの一層の充実を図るとともに、関係機関・団体等と連携し、必要な人材の確保に努めます。

就労に関しては、関係機関との連携による障がい者雇用に対する理解促進に努めるとともに、障がいのある人の自立を支援する環境づくりを推進していきます。

資料編

1. 蔵王町障害者計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の総合的な福祉施策を計画的に推進し、障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の規定に基づく障害者計画及び障害福祉計画、並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定に基づく障害児福祉計画(以下「障害者計画等」という。)を策定するため、蔵王町障害者計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 障害者計画等の策定に関すること
- (2) 障害者計画等の推進に関すること
- (3) その他障害者計画等に関すること

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 福祉関係団体の代表者
- (3) 福祉行政関係者
- (4) その他町長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は当該諮問に係る審議が終了するまでとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は委員会を代表し会務を総理する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会の会議に出席を求め、説明や意見を聴くことができる。

(謝礼金及び費用弁償)

第8条 委員には、予算の範囲内で謝礼金を支給する。ただし、費用弁償については支給しないものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、保健福祉課において行う。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2. 蔵王町障害者計画等策定委員会委員名簿

構成	氏名	職名	備考
1号委員	相原 勝春	ぞおう学びセンター「みらい」所長	
2号委員	平間 俊之	蔵王すずしろ施設長	
	村上 修子	蔵王町社会福祉協議会 計画相談支援、居宅介護管理者	
	八島 哲	社会福祉法人 白石陽光園 県南生活サポートセンター「アサンテ」所長	
3号委員	佐藤 裕子	蔵王町民生児童委員	
	田山 敏郎	身体障害者相談員	委員長
	小熊 久男	知的障害者相談員	
4号委員	我妻 沙織	保護者(障害児)代表	
	鈴木 優子	障害者代表	
	佐藤 定子	保護者(障害者)代表	副委員長

(備考)

1号委員:学識経験を有する者

2号委員:福祉関係団体の代表者

3号委員:福祉行政関係者

4号委員:町長が適当と認める者

(任期)

令和4年4月1日～令和6年3月1日

3. 策定の経過

開催日等		内容
令和5年	8月1日	第1回蔵王町障害者計画等策定委員会 ・蔵王町第6期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定について ・福祉に関するアンケート調査について
	8月～9月	福祉に関するアンケート調査の実施
令和6年	1月15日	第2回蔵王町障害者計画等策定委員会 ・福祉に関するアンケート調査結果について ・蔵王町第6期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)について
	1月31日 ～2月14日	パブリックコメントの実施 ・蔵王町第6期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(素案)を町ホームページ等にて公開
	3月13日	第3回蔵王町障害者計画等策定委員会 ・パブリックコメントの結果について ・蔵王町第6期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画(案)について

蔵王町第6期障害者計画・第7期障害福祉計画・
第3期障害児福祉計画

発行：蔵王町

〒989-0892

宮城県刈田郡蔵王町大字円田字西浦北10

TEL 0224-33-2003(保健福祉課)

